

平成29年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成29年6月14日(水曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第33号 農業委員会委員の任命について
- 第4 議案第34号 農業委員会委員の任命について
- 第5 議案第35号 農業委員会委員の任命について
- 第6 議案第36号 農業委員会委員の任命について
- 第7 議案第37号 農業委員会委員の任命について
- 第8 議案第38号 農業委員会委員の任命について
- 第9 議案第39号 農業委員会委員の任命について
- 第10 議案第40号 農業委員会委員の任命について
- 第11 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 第12 議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第23号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第19 議案第25号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第20 議案第24号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第21 議案第26号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第27号 訓子府町合葬墓条例の制定について
- 第23 議案第29号 訓子府町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第30号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第31号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について
- 第26 議案第32号 財産の取得について
- 第28 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成28年度訓子府町一般会計)

- 第29 報告第 5号 平成28年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について
- 第30 報告第 6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第31 報告第 7号 出納検査結果報告について
- 第32 一 所管事務調査について
- 第33 一 議員の派遣について
- 第27 一般質問

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 余湖龍三君 | 2番 | 川村進君 |
| 3番 | 西森信夫君 | 4番 | 堤三樹磨君 |
| 5番 | 西山由美子君 | 6番 | 上原豊茂君 |
| 7番 | 工藤弘喜君 | 8番 | 須河徹君 |
| 9番 | 河端芳恵君 | 10番 | 山田日出夫君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | |
|-----------|-------|
| 町長 | 菊池一春君 |
| 副町長 | 佐藤明美君 |
| 総務課長 | 森谷清和君 |
| 企画財政課長 | 伊田彰君 |
| 町民課長 | 原口周司君 |
| 福祉保健課長 | 谷方幸子君 |
| 農林商工課長 | 遠藤琢磨君 |
| 建設課長 | 山内啓伸君 |
| 上下水道課長 | 山本正徳君 |
| 会計管理者 | 八鍬光邦君 |
| 教育長 | 林秀貴君 |
| 管理課長 | 森谷勇君 |
| 子ども未来課長 | 渡辺克人君 |
| 社会教育課長 | 高橋治君 |
| 図書館長 | 山田洋通君 |
| 農業委員会事務局長 | 中山信也君 |
| 農業委員会会長 | 清井敏行君 |
| 監査委員 | 山田稔君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 夏井宏樹君 |
| 議会事務局係長 | 中村隆広君 |

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成29年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から、今定例会中、欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告を申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が24件、報告2件であります。また、議長からの報告が2件、所管事務調査に関する議決が1件、さらに議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、西森信夫君、4番、堤三樹磨君、5番、西山由美子君、7番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで本定例会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げるところでございます。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げるものでございます。

最初に本定例会によって最も重要事項でございます農業委員会等に関する法の施行によりまして、今回の私どもの議会では14名の農業委員さんの任命をさせていただくことになっております。このことにつきましては、ただいま申し上げましたように平成24年9月4日に公布されて28年4月1日施行の法でございます。特徴的なものはいろいろございますけれども、いずれにしても戦後、日本の農業は農地改革をはじめ、さまざまな民主改革を行ってきたところでございます。とりわけ耕作主義を基本とする農業につきましては、厳格な財産譲渡、あるいは土地の交換等については公選制を基調として実施してきたところでございますけれども、都市の農業の都市化等の状況も含めて、より土地の流動をしやすいようにということもあったと思われましてけれども、今回の農業委員会制度については公選制から任命制にさせていただく。その先に、その前にもありましたけれども、耕作主義を一部廃止しながら、中間管理機構を導入しながら、より民間の方が農業の方に従事する状況をつくり上げてきたということも現実でございますけれども、しかしそれは本町のように専業農家を中心とする農業とは、やはり相いれないものがございましてけれども、しかし法律は法律でございますので、これは厳正に今回の農業委員の任命については今日までご努力いただいたところでございますけれども、ご存じのとおり平成28年12月の実践会長会議でこの任命については地域の実践会の協議、地域の皆さま方の推薦等を基本的にはやはり大事にしていきたいということを私自身も申し上げましたし、そのように各実践会を中心にしながら大変なご努力をいただいたということでございます。あらためて14議案を提案させていただくところでございますけれども、よろしくご審議の上、決定いただきますよう冒頭からお願いを申し上げて最初のご挨拶にさせていただきます。

それでは、本定例町議会開会にあたりまして提案しております概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

初めに一般会計の補正予算についてであります。

総務費では、地域から会館修繕や備品整備に係る要望が多数上がっておりまして、町民税1%活用のまちづくりパワーアップ特別対策事業補助金88万円の追加。

民生費では、障害福祉事務処理システム改修に伴う委託料29万6千円、介護保険特別会計繰出金77万5千円、多子世帯保育料軽減対策の改正等に伴う応援補助金127万7千円、民生費全体で234万8千円の追加。

農林水産業費では、今回、条例改正の提案をさせていただいておりますけれども、農業委員の報酬改定に伴いまして、委員報酬75万円、国の補助により農作業機械等の整備を行う経営体育成支援事業補助金616万円、牧場費では大口の入牧に伴う人工授精料金90万8千円、牧区整備に係る修繕原材料39万7千円、農林水産業費全体では821万5千円の追加。

以上、一般会計総額では1,144万3千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正予算であります。

本年5月末までの出納整理期間に納付されました前年度保険料を繰り越して平成29年度負担金として北海道後期高齢者医療広域連合に納めるため、保険料等納付金5万1千円の追加。

次に、介護保険特別会計では、支払基金交付金確定に伴う介護給付費準備基金積立金130万1千円と前年度国庫支出金等精算に伴う返還金351万9千円、会計全体で482万円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正でございます。

1件目は、訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正で、法律改正に伴う固定資産税課税免除の対象事業を改めるものでございます。

2件目は、訓子府町合葬墓を建立することに伴い、訓子府町合葬墓条例を新たに制定するものでございます。

3件目は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地等の利用の最適化に関する業務が追加されたことなどに伴い、報酬引き上げを行うものでございます。

4件目は、訓子府町認定こども園条例の一部改正で、要保護世帯等の保育料の負担軽減のための改正。

5件目の訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正につきましても同様の理由により改正。

以上、5本の条例制定について提案させていただいております。

次に、契約の同意でございます。

今月7日に行いました入札のうち、幸栄団地公営住宅建設工事の予定価格が5千万円以上となりますので、その契約に関し議会の同意を求めるものでございます。

次に、財産の取得でございます。

今月7日に除雪車両購入事業の入札を行いましたが、予定価格700万円以上の動産の買入れとなりますので議会の同意を求めるものでございます。

次に、人事案件でございます。

現在の農業委員の任期は7月19日までとなっておりますが、新たな農業委員会制度に基づき、農業委員を新たに任命しようとするもので、14名分の議案を提出させていただいております。

次に、報告でございます。

1件目は、平成28年度訓子府町一般会計に関わって9本の事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告。

2件目は、条例に基づき平成28年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告するものでございます。

以上、議案24件、報告2件を提案させていただいておりますが、詳細につきましては、副町長ならびに各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお申し上げまして、第2回定例町議会召集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしてありますとおり議場においてもクール・ビスの実施という

ことで9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしく申し上げます。上着を脱ぐのはご自由に願います。

◎議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号

○議長（上原豊茂君） 日程第3、議案第33号 農業委員会委員の任命についてから日程第16、議案第46号 農業委員会委員の任命についてまでの14件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書30ページから36ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） それでは、議案第33号から議案第46号まで、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、農業委員会委員の候補者について、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、議案第33号、氏名が上杉三郎、住所は豊坂47番地2、生年月日は昭和30年8月3日生まれ61歳の方でございます。主な経歴につきましては、昭和50年から農業に従事をされ、平成12年と平成24年に豊坂実践会長として、平成24年には訓子府町実践会連絡協議会副会長として、平成26年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

続いて、議案第34号、氏名が坂本稔、住所は柏丘157番地、生年月日、昭和32年1月3日生まれの60歳の方でございます。主な経歴は、昭和51年から農業に従事し、平成24年から平成26年まで、玉ねぎ振興会監事として、平成28年に柏丘実践会長として、平成28年に訓子府町実践会連絡協議会副会長として、平成14年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在5期目でございます。

議案書31ページになります。

議案第35号、氏名が中村一博、住所は福野103番地3、生年月日は昭和30年12月18日生まれの61歳の方であります。経歴は昭和49年から農業に従事され、平成20年に福野実践会長、平成20年、訓子府町実践会連絡協議会会長として、平成22年からきたみらい農業協同組合理事、南地域運営副委員長、平成27年6月1日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

続いて、議案第36号、氏名が高城美恵、住所は柏丘168番地3、生年月日は昭和29年12月22日、62歳、主な経歴は昭和56年から農業に従事、平成19年から平成21年までJAきたみらい女性部訓子府支部長として、平成21年にJAきたみらい女性部副部長として、同じく平成21年にオホーツクJA女性協議会副会長として、平成23年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在2期目でございます。

議案書32ページになります。

議案第37号、氏名が鎌田勝子、住所は穂波106番地、生年月日は昭和30年4月24日、62歳の方であります。主な経歴は平成2年6月から訓子府町農業協同組合に就職され、平成15年2月、合併によりきたみらい農業協同組合に就職。平成28年3月に同組合を退職しております。

続いて、議案第38号、氏名が稲邊文男、住所は開盛34番地、生年月日は昭和25年4月13日、67歳の方であります。主な経歴は昭和46年から農業に従事され、平成5年、平成11年、平成20年、平成25年に開盛実践会長として、平成25年に訓子府町実践会連絡協議会副会長として、平成11年から平成12年まで訓子府町酪農振興会・乳検組合監事として、平成19年2月から平成26年2月まで合同会社K's フィードサービス代表社員として、ご活躍されております。

議案書33ページになります。

議案第39号、氏名が寺町昌恭、住所は西富289番地、生年月日は昭和43年4月25日、49歳であります。平成13年から農業に従事され、平成24年から平成27年まで加工馬鈴薯部会長として、平成24年から平成28年まで契約馬鈴薯連絡協議会山梨サラダ部会長として、平成27年から平成28年まで南地域加工馬鈴薯部会長として、ご活躍されております。

続いて、議案第40号、氏名が林浩幸、住所は駒里213番地1、生年月日は昭和35年5月4日、57歳であります。主な経歴は昭和58年から農業に従事され、平成19年から平成23年まで種子馬鈴薯耕作組合長として、平成13年、平成27年に駒里実践会長、平成27年には訓子府町実践会連絡協議会会長としてご活躍されております。

次に、議案書34ページになります。

議案第41号、氏名が武藤一仁、住所は福野20番地、生年月日は昭和37年2月10日、55歳であります。主な経歴は、昭和60年から農業に従事され、平成24年から平成25年まで馬鈴薯耕作組合長として、平成26年には福野実践会長としてご活躍されております。

続いて、議案第42号、氏名が井幡孝一、住所は緑丘321番地2、生年月日は昭和34年12月3日、57歳の方であります。主な経歴は昭和53年から農業に従事、平成20年から平成23年まで馬鈴薯耕作組合加工さやか部会長として、平成20年、平成27年に緑丘実践会長、平成26年から甜菜耕作組合監事として、ご活躍されております。

次に、議案書35ページになります。

議案第43号、氏名が石澤和也、住所は弥生114番地2、生年月日は昭和35年1月18日、57歳、主な経歴は昭和53年から農業に従事、平成19年、平成24年に弥生実践会長、平成26年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

続いて、議案第44号、氏名が宮本憲司、住所は日出106番地2、生年月日は昭和28年3月10日、64歳です。主な経歴は昭和46年から農業に従事、平成13年から平成18年に水稻耕作組合長、平成16年に日出実践会長、平成19年から平成27年まで土地改良区理事としてご活躍されております。

議案書36ページになります。

議案第45号、氏名が長谷川喜代司、住所は実郷187番地5、生年月日は昭和35年9月28日、56歳の方であります。主な経歴は昭和56年から農業に従事、平成11年から平成27年まで土地改良区理事として、平成22年、平成29年に実郷実践会長、平成22年には訓子府町実践会連絡協議会副会長、平成23年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在2期目でございます。

続いて、議案第46号、氏名が細川孝雄、住所は穂波258番地、生年月日は昭和38年2月20日、現在54歳であります。主な経歴は昭和58年から農業に従事、平成22年から平成25年まで水稲耕作組合長として、平成23年から土地改良区理事として、平成27年からは土地改良区副理事長として、平成23年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在2期目でございます。

なお、今回ご同意いただく農業委員の任期につきましては、平成29年7月20日から平成32年7月19日までです。

以上、議案第33号から議案第46号までの農業委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。議案番号を指定し、1人2回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

議会運営基準95項第3号によりまして、質疑のある場合は暫時休憩し、質疑を行うということになっておりますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時59分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決いたします。

○2番（川村 進君） 説明と違うね。

○議長（上原豊茂君） なんで。

○2番（川村 進君） 採決には入れないんでないですか。私一人が反対しても採決はならないという規定になっています。それで討論を省いてというふうになっているけど、なんで討論を省くの。

○議長（上原豊茂君） 討論を省くというのは規定がありまして、運営基準99項によって、そのように示されております。その旨、申し伝えましたので、次の任命の同意、採決の方に入っているわけですけれども、皆さんの方から討論省略についての異議申し立てがなかったので、そのように進めています。そういうことです。その辺については今一度、議員の方で議会に関する訓子府町議会会議規則、条例等、手元にあると思いますので、それらを熟読し学習していただきたいと思います。

それでは前に戻ります。

討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は1件ずつ行います。

これより議案第33号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第34号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第35号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第36号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第37号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第38号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第39号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第40号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第41号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第43号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第44号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」との声あり)

○議長(上原豊茂君) ただいま、議長の宣告に対して異議がありますが、2人以上に達しませんので、異議申し立ては成立いたしません。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第45号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第46号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第28号、議案第23号、議案第25号

○議長(上原豊茂君) この際、日程第17、議案第28号、日程第18、議案第23号、日程第19、議案第25号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書20ページです。総務課長。

○総務課長(森谷清和君) 議案書20ページをお開きください。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明いたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第30号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は下の説明にありますように、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、

農地等の利用の最適化に関する業務が追加され、活動の範囲が拡大されることから農業委員の報酬を改正するものでございます。

記以下について説明いたします。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

別表1の農業委員会の委員報酬について、会長、月額4万3千円を月額5万5千円に、会長職務代理者、月額3万3千円を会長職務代理者及び部会長を月額4万3千円に、委員、月額3万3千円を月額3万9千円に改正するものでございます。

なお、部会長が新設されていますが、これまでも農業委員会の運営は農政部会、農地部会の2部会制で運営しておりますが、新制度により新たに法定業務とされた「農地集積の推進」「遊休農地の発生防止」「新規参入の促進」など部会内での業務が必要となるためのものでございます。

附則でございます。

この条例は、成29年7月20日から施行するもので、法律改正後、新しく任命される委員から適用するものでございます。

以上、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明いたしました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第23号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

まず最初にちょっと一言お詫び申し上げますけれども、私ごとになりますけれども、耳が若干聞こえにくいのと、声が出にくい部分があって、ちょっと聞きにくい点があるかと思っておりますけれども、その点ご理解をいただきながらお聞き願いたいというふうに思っております。

議案書の1ページになりますけれども、議案第23号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）について、提案説明をいたします。

平成29年度訓子府町一般会計補正予算については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ1,144万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ48億7,294万3千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額につきましては、次の2ページにあります第1表の歳入歳出予算補正によることを規定しているものでございまして、これにつきましてはご覧いただくこととしまして、その内容については、後ほどの3ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいと思っております。

それでは早速ですけれども、事項別明細書になりますけれども、まず5ページの歳出の方から先に説明させていただきたいと思っております。5ページになります。

一番上の表の第2款、総務費、1項、8目、企画費の事業区分、まちづくりパワーアップ特別対策事業のまちづくりパワーアップ特別対策事業補助金では、四つの事業種目のコ

コミュニティ施設整備事業での地域からの会館修繕、それや備品整備に係る要望が見込みより増えているということもございまして、その増額分を過年度の執行残分の積立金から充当しようとするものでございまして、現時点で実践会での屋根の塗装や備品購入など、6事業を見込んでございますけれども、その分88万円を追加しようとするものでございます。

次に、下の表の3款、民生費、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の委託料、障害福祉事務処理システム改修業務では、本年4月から実施されました福祉・介護職員の報酬改定に伴うシステム改修を行うもので、29万6千円を追加しているものでございます。

次に、その下の2目、老人福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金では、保険料の5段階あるうちの第1段階層において、基準額に対する負担割合が0.5から0.45になったということから、その不足する財源77万5千円を追加するものでございます。

次のページ、6ページの一番上の表になります。

3款、2項、1目の児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の多子世帯保育料応援補助金では、これは国の法令改正に伴い、町民税非課税世帯の0歳から5歳の第2子の保育料無償化により7万7千円、また、これに関連し、道の多子世帯保育料軽減支援補助事業が制度化されましたので、これに伴う0歳から2歳児の第2子の保育料無償化により120万円、これら合計しまして127万7千円の追加でございます。

次に、下の表、6款、農林水産業費、1項、1目の農業委員会費、これの事業区分、農業委員会運営費の報酬では、今、前段、総務課長の方から説明しましたように、これ非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、これ農業委員のことで改正しましたけれども、その分の予算でございます。これは新農業委員の報酬引き上げに伴い75万円を追加するという意味でございます。

その下の3目、農業振興費の事業区分、経営体育成支援事業の経営体育成支援事業補助金では、人・農地プランに位置づけられた中心経営体の行う事業に対しまして、国の補助で本年度は3件、機械等でいいますと、オニオンタッパー、シードドリル、トラクター、それぞれ各1台でございますけれども、その総事業費が2,234万円に対しまして616万円の補助金分、これは歳出で全額計上したというものでございます。

その下の7目の牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の役務費では、これは十勝清水町から130頭の大口の入牧があったということから、それらの人工授精料金90万8千円を追加してございます。

なお、この十勝清水からの入牧は、皆さんご存じのように、昨年の災害で十勝地方の公共牧場も被害を受けたということで、受け入れ体制が整っていないという部分で本町にまわってきたというものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

その下の原材料費では、ホルスタイン雄牛の放牧専用牧区整備に伴う水槽などの設置用の資材を購入するというもので39万7千円を追加してございます。

以上で歳出ですけれども、今度は歳入に戻って、3ページに戻っていただきたいと思っておりますけれども、3ページです。

まず、一番上の表の12款、1項、4目の農業使用料の牧場使用料です。主に今話しました十勝清水町の130頭で、これは4か月と町内の飼養農家からの20頭の2か月のホ

ルスタイン雄牛で、これら全部合わせまして302万4千円の収入の増ということです。

次に、真ん中の表の13款、1項、1目の民生費国庫負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、これも歳出の介護保険繰出金のところで説明しましたように、本人軽減割合で増加する77万5千円、これの2分の1の38万7千円分が国庫負担金、一番下の表の14款、1項、1目の民生費道負担金では、同じように77万5千円の道は4分の1になります。国は2分の1ですけれども道は4分の1、これの19万3千円を道費負担金として計上しているものでございます。

次の4ページ一番上の表、14款、2項、2目、民生費道補助金の多子世帯保育料軽減支援事業費補助金、これはこども園のことですけれども、これは道の独自補助で国が定める利用者負担額の多子軽減後の額で、15名分240万円、これの2分の1、道が補助する2分の1、120万円を計上しているものでございます。

次に、その下の4目、農林水産業費補助金の経営体育成支援事業補助金につきましては、これも歳出のところで説明してございますように、3件分の補助金で、そのまま616万円を計上しているものでございます。

その下の農地利用最適化交付金では、今回の法改正によりまして農業委員の活動実績に対しての制度が創設されたということもございまして、7月から入りますので7月から半年分の、月当たり2万7,600円、これの14人分ですので、231万8千円を計上しているものでございます。

次に、まん中の表の17款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、これは今回の補正の財源調整でございまして、362万6千円の減額ということでございます。

その下の4目の地域活性化基金繰入金では、これはまちづくりパワーアップ特別対策事業に対する財源の補てんで、これは先ほど歳出で言いましたように88万円の計上です。

次に、一番下の表の19款、5項、5目の雑入になります。その他雑入では、これは十勝清水の牛の話ですけれども、入牧牛に対する授精料、これは預ける主というんですかね、自己負担といたしますか、これは本人に請求する分でございますけれども、これは80頭で1万1,340円の90万7千円を本人負担として計上しているというものでございます。

なお、これは今、申しましたように、本来は授精料は直接、飼い主といたしますか、預け主が支払うこととなりますけれども、オホーツクNOSA Iの管轄外、十勝清水ですから、なるものですから、町を通した請求というかたちで、一応トンネルといたしませんけれども、通して入ってきて払うというかたちになろうと思います。

最後に、別に配布してございます、財政調整基金等の資料1というの、こういうのあると思うんですけど、1枚もの、別に配布の資料1です。財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表でございます。今回の補正後の一般会計の基金保有見込額は、右側の下から4段目、これ一般会計でございますけれども、41億4,366万5千円というふうになってございます。

以上、説明不足の点とかお聞き苦しい点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第25号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第25号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、低所得者保険料軽減繰入と平成28年度の保険給付費等の確定に伴いまして、その関係経費を補正するものでございます。

まず、第1条にありますように482万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,432万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、11ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでございますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、12ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、12ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、第1項、支払基金交付金、第1目、介護給付費交付金につきましては、介護給付事業に要する費用に対する第2号被保険者負担分の交付でございますが、平成28年度の支払基金交付実績確定によりまして、社会保険診療報酬支払基金から追加交付されるものであります。過年度分介護給付費交付金として、93万3千円を追加するものであります。

また、同じく第4款、第1項の第2目、地域支援事業支援交付金につきましては、平成28年度地域支援事業に要する費用の申請額のうち未交付分の69.1%について、支払基金から追加交付されるものでございますが、過年度分地域支援事業支援交付金として、36万8千円を追加するものであります。

次に、第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、当初予算計上時には未定でありました国および道の負担金が交付されることになったことから、低所得者保険料軽減の繰り入れにあたりまして、第2項、第5目の低所得者保険料軽減繰入金に軽減額を追加するため、当初予算で計上していた介護給付費準備基金繰入金から77万5千円を減額するものであります。

続いて、同じく、第7款、第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、第1項で説明しましたとおり、当初予算計上時には未定であった低所得者保険料軽減繰入にあたり、低所得者保険料軽減繰入金に軽減額の77万5千円を追加するものであります。

次に、13ページをお開きください。

第8款、第1項、第1目、繰越金、2節のその他繰越金につきましては、このあと歳出でも説明いたしますが、平成28年度の清算によりまして、国および道の支出金に返還が生じたので、前年度繰越金として351万9千円を追加するものであります。

次に、14ページになりますが、歳出について説明させていただきます。

第4款、第1項、基金積立金、第1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入の第4款で説明しました支払基金から、平成28年度の実績確定等により追加交付される分につきましては、一時的に介護給付費準備基金により立て替えをしておりましたので、今回精算交付されますことから、基金へ積み戻しするため、積立金として130万1千円を追加するものであります。

この結果、資料1をお開きいただきたいと思います。資料1でございますけれども、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）、表の下から2行目にあります介護給付費準備基金の平成29年度末保有見込額は、1,606万4千円となる見込みでございます。

14ページにお戻りいただきまして、第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第2目の償還金につきましては、歳入の第8款で説明しました平成28年度分として交付を受けた国庫支出金及び道支出金の精算によりまして、国庫支出金等返還金として351万9千円を追加するものであります。

以上、平成29年度介護保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で議案第28号、議案第23号、議案第25号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号
議案第31号、議案第32号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第20、議案第24号、日程第21、議案第26号、日程第22、議案第27号、日程第23、議案第29号、日程第24、議案第30号、日程第25、議案第31号、日程第26、議案第32号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第24号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書7ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第24号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように5万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,585万1千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額につきましては、8ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、9ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、9ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、第1項、第1目の繰越金5万1千円の追加につきましては、出納整理期間中に収納されました平成28年度分の保険料を前年度繰越金として繰り越すものであります。

次に、同じページの下段になりますが歳出について説明させていただきます。

第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、歳入の繰越金でも説明しました出納整理期間中に収納されました平成28年度分の後期高齢者医療保険料について、広域連合に納付するものでございまして、保険料等納付金として5万1千円を追加するものであります。

以上、平成29年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第26号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 議案書の15ページをお開き願います。

議案第26号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、本年3月31日の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第16号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記としまして、訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信 技術利用事業」を「農林水産物等 販売業」に改める。

附則としまして、第1項は、施行期日を規定しております。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

固定資産税は、来年1月1日が基準日となることから、本年4月1日への遡及はしない扱いとなります。

第2項として、経過措置を規定しております。改正後の条例第1条の規定の適用は、平成29年4月1日以後に設置された設備について適用し、同日前に設置された改正前の条例第1条に規定する設備については、なお従前の例によるものであります。

この課税免除条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき対象となる事業の用に供する設備を新設または増設した者に対して固定資産税の課税免除を行うことによって設備投資が促進され、地域の雇用の増大が図られることを目的として規定しております。

この対象となる事業は三つありまして「製造業」「情報通信 技術利用事業」「旅館業」ですが、今回の改正は、この内「情報通信 技術利用事業」を除外し、新たに「農林水産物等 販売業」を追加するものでございます。

農林水産物等販売業を追加した背景としましては、多くの過疎地域において、いわゆる6次産業など地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、この課税免

除の対象とすることにより、過疎地域の産品を生かした産業の振興と雇用の増大につながるものであります。

なお、この課税免除による町の減収分につきましては、地方交付税で75%が国から補てんされる扱いとなっております。

また、本町の過去の実績については、平成22年度から平成24年度にかけて1件、これは製造業になります。それから平成27年から平成29年にかけて1件、これも製造業になります。

以上、過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第27号 訓子府町合葬墓条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書17ページです。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第27号 訓子府町合葬墓条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

本件は今年7月下旬に完成が予定されております訓子府町合葬墓について管理運用等に必要のため条例を制定するものであります

訓子府町合葬墓条例の制定について、訓子府町合葬墓条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下について、説明させていただきます。

別紙として、次のページ、18ページになりますが、訓子府町合葬墓条例ということで、以下、条文を記載しております。

まず第1条では、条例の趣旨について、この条例は訓子府町合葬墓の設置管理及び使用等について必要な事項を定めるものとする規定しております。

第2条では、用語の定義について、この条例において使用する用語は墓地埋葬等に関する法律において使用する用語の例によると規定しており、法との整合性を取っております。

第3条では、合葬墓の名称と位置を規定しており、名称については、訓子府町合葬墓、位置については、訓子府町字穂波48番地2、訓子府墓地第2区内であります。

第4条では、合葬墓の使用できる者の資格について、本町にゆかりがあることに着目しまして、三つ規定しております。

第1号は「訓子府町に住所又は本籍を有している者」これについては亡くなられた方が町外者であっても使用者が町民であれば使用できる扱いであります。

第2号は「訓子府町に住所又は本籍を有していた者の祭祀を主宰する者」で、これは第1号とは逆に亡くなられた方が過去・現在において町民であった場合は承継者が町外者であっても使用できるものとしております。

第3号は「本町の墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬しようとする者」で現在本町の墓地で供養されている遺骨の墓じまいに伴い、合葬墓に改葬する方を想定しております。

なお、ただし書きの「町長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない」につ

きましては、例えば全く身寄りがなく、町が火葬する場合などを想定しております。

第2項では、第1項の取り扱いについて規定しております。第1号と第2号については、町内の墓地使用許可を現に受けている者は該当しないものとしており、合葬墓と墓地使用は同時に許可が受けられない、その扱いとするものであります。また第3項については、合葬墓に改葬する場合は、現在の墳墓を墓じまいし、墓地区画を返還いただく扱いとするものでございます。

第5条では、使用許可について「合葬墓を使用しようとする者はあらかじめ町長の許可を受けなければならない」とし、合葬墓は申請許可方式であり、申請事務の詳細については規則で定めることとしております。

第6条では、合葬墓の使用料について「使用者は別表第1に掲げるところにより合葬墓使用料を納付しなければならない」としており、次ページ19ページの別表にありますとおり使用料は焼骨1体につき2万円とし、3体以上の場合は、上限額を設定して5万円としておりまして、それ以上の使用料は課さないものとしております。

戻りまして、また、第2項では、使用料の減免規定を設けており、想定されるケースとしては、生活保護世帯の保護費において、葬祭費用の充当が及ばない場合への対応を考えております

第7条では、墓誌掲示台の使用について規定しておりますけれども、合葬墓には焼骨を埋蔵される方の氏名や没年月日等を刻字した石版を掲示できることとしております。また第2項では、その墓誌板は使用許可1件について1枚とすること。また墓誌板の製作及び設置費用については使用者の負担とすることを規定しております。

第8条では、使用料の還付について、基本的に一度納付された使用料は還付しないこととします。これは次の第9条と連動するもので、合葬墓に埋葬された焼骨は返還できない扱いと合致させるものでございます。

なお、ただし書きの「町長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる」につきましては、例えば使用申請をしてから焼骨の埋葬までの間に事情が変わって、合葬墓を使用しなくなった場合などを想定しています。

第9条は、焼骨等の不返還で、これは先ほど8条の説明と重複しておりますので割愛いたします。

次、第10条では、損害負担について、「埋蔵行為及び埋蔵後の焼骨に起因する損害等については町は賠償の責めを負わない」とし、この埋蔵に関連して何らかの事故が生じ、使用者に損害が生じても町はその賠償請求に応じないものとするものであります。

第11条は、規則への委任規定であり、使用申請、埋蔵方法、墓誌板の取り扱いなどについては、規則でその詳細を規定いたします。

最後に、附則であります。この条例は公布の日から施行し、施設の運用開始の日から適用するというので、合葬墓の完成に伴いまして、運用開始日を決定しますが、この条例は、その運用開始日からの適用となります。

以上、訓子府町合葬墓条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第29号 訓子府町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書21ページです。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺克人君） 議案書の21ページをお開き願います。

議案第29号 訓子府町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町認定こども園条例（平成28年条例第9号）の一部を改正する条例について、次のとおり制定しようとするものであります。

今回の改正の趣旨は、国の幼児教育・保育の段階的無償化の取り組みによるものでありまして、このページの一番下の説明欄にもありますように、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、要保護世帯等の保育料の負担軽減を図るため、訓子府町認定こども園条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

別紙としておりますが、新旧対照表でご説明したいと思います。23ページをご覧くださいと思います。表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

また、ここに記載されております別表1は、こども園条例第8条第1項第1号に規定しております満3歳以上の幼児教育に係る保育料、ならびに預かり保育の保育料を定めた表でありまして、世帯の市町村民税所得割課税額、以下所得割課税額といいますが、この所得割課税額に基づき保育料を11階層に区分しております。

別表の下には、備考の記載がありますが、今回の改正は、備考の一部改正でございます。

まず、現行の第3項を改めます。改める内容につきましては、算定基準とする世帯の子どもの捉え方を、生計を一にする子どもまでに拡充するもので、同一居住以外の子どもも含めて算定できることとするものであります。さらに、表の一番下の現行の第4項の適用は、第3項の第1号「ひとり親世帯」となっておりましたが、第2号「在宅障がい者がいる世帯」と第3号「生活困窮世帯」についても適用をするように拡充するため、この第4項を第3項に一本化するものであります。このことにより、現行の第4項は削ることとなり、第5項が第4項に繰り上がることとなります。

この第3項による負担軽減の詳細をご説明しますと、保育料の負担軽減の適用となる階層につきましては、11階層のうち、所得割課税額9万7千円未満の第2階層から第6階層となっております。

まず、第2階層ですが、この階層は、市町村民税非課税世帯と、均等割のみの世帯を対象としており、この階層の保育料は無料としております。

また、現行の第3階層から第6階層までの保育料は、該当する階層の保育料から1千円を控除した額としており、さらに、ひとり親世帯については、1人目の保育料を2分の1とし、2人目以降を無料としております。

改正案では、一つ目に、この「ひとり親世帯」の適用を「在宅障がい者がいる世帯」と「生活困窮世帯」も対象とし、拡充を図ることとしております。

二つ目に、算定基準とする子どもの年長順のカウントを「こども園に入園している」子どもから、同居・別居を問わず、保護者と生計を一にする子どもの年長順でカウントし、適用となる子どもの範囲を広げ、保育料の負担軽減を図ることとしておりますので、ご理解を願います。

続きまして、24ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

先ほどと同じく、表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

別表2は、こども園条例第8条第1項第2号に規定しております。満3歳以上および満3歳未満の子どもの保育に係る保育料を定めた表となっており、先ほどの別表1と同じく、世帯の所得割課税額に基づき保育料を11階層に区分しております。

別表の下には、備考の記載がありますが、改める内容につきましては、別表1で説明した内容のほかに、国が所得割課税額7万7,101円未満世帯の保育料を、満3歳以上6,000円、満3歳未満を9,000円の定額としております。

本町のこども園条例では、第3階層から第6階層に該当しますが、国が示す保育料より第6階層が上回るために、この階層を国の保育料と同額にすることとし、先ほどの別表1で説明させていただいた二つの拡充内容と合わせて現行に盛り込み、保育料の負担軽減を図りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

22ページに戻っていただきまして、附則であります。

施行期日の定めであります、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上、訓子府町認定こども園条例（平成28年条例第9号）の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第30号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページです。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺克人君） 議案書の25ページをお開き願います。

議案第30号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成28年条例第11号）の一部を改正する条例について、次のとおり制定しようとするものであります。

この条例につきましては、民間事業者等が町内に認定こども園や幼稚園、保育所などを設置する際に、その利用者負担額について、本町の条例で定めた条例であり、その内容につきましては、先ほどの議案第29号でご説明しました訓子府町認定こども園条例と同じ内容となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、今回の改正の趣旨につきましても、議案第29号と同じく、国の幼児教育・保育の段階的無償化の取り組みによるものでありまして、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が施行され、要保護世帯等の利用者負担額の負担軽減を図るため、この条例の一部を改正しようとするものであります

記以下について説明させていただきます。

別紙としておりますが、新旧対照表でご説明したいと思います。表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

また、ここに記載されております別表1は、この条例の第3条に規定しております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めた表でありまして、世帯の市町村民税所得割課税額、以下所得割課税額といいますが、この所得割課税額に基づき利用者負担額を11階層に区分しております。

別表の下には、備考の記載がありますが、今回の改正は備考の一部改正であります。

まず、現行の第3項を改めます。改める内容につきましては、算定基準とする世帯の子どもの捉え方を生計を一にする子どもまでに拡充するもので、同一居住以外の子どもも含めて算定できることとするものであります。さらに、表の一番下の現行の第4項の適用は第3項の第1号「ひとり親世帯」となっておりましたが、第2号「在宅障がい者がいる世帯」と第3号「生活困窮世帯」についても適用をするように拡充するため、この第4項を第3項に一本化するものであります。このことにより、現行の第4項は削ることとなり、第5項が第4項に繰り上がることとなります。

この第3項による負担軽減の詳細をご説明しますと、利用者負担額の軽減の適用となる階層につきましては、11階層のうち、所得割課税額9万7千円未満の第2階層から第6階層となっております。

まず、第2階層ですが、この階層は、市町村民税非課税世帯と均等割りのみの世帯を対象としており、この階層の利用者負担額は無料としております。

また、現行の第3階層から第6階層までの利用者負担額は、該当する階層の利用者負担額から1千円を控除した額としており、さらに「ひとり親世帯」については、1人目の利用者負担額を2分の1とし、2人目以降を無料としております。

改正案では、一つ目に、この「ひとり親世帯」の適用を「在宅障がい者がいる世帯」と「生活困窮世帯」も対象とし、拡充を図ることとしております。二つ目に、算定基準とする子どもの年長順のカウントを「こども園に入園している」子どもから、同居・別居を問わず、保護者と生計を一にする子どもの年長順でカウントし、適用となる子どもの範囲を広げる内容となっております。三つ目に、国は、所得割課税額7万7,101円未満世帯の利用者負担額を、満3歳以上の保育を必要とする子ども、これを子ども・子育て支援法では「2号認定」と言いますが、「2号認定」を6千円、また、満3歳未満の保育を必要とする子ども、これを同じく「3号認定」と言いますが、「3号認定」を9千円の定額としました。

この条例では、第3階層から第6階層に該当しますが、国が示す利用者負担額より第6階層が上回るために、この階層を国の利用者負担額と同額にすることとしており、これら三つの拡充内容を現行に盛り込み、利用者負担額の軽減を図ることとしておりますので、ご理解願います。

26ページに戻っていただきまして、附則であります。

施行期日の定めであります、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上、訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成28年条例第11号）の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第31号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第31号の提案説明を申し上げます。議案書28ページをお開きください。

議案第31号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、幸栄団地公営住宅建設工事であります。契約の相手方につきましては、3社による指名競争入札の結果、久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏で契約金額は、7,311万6千円でございます。なお、予定価格につきましては、7,439万400円でございます。

工事の概要は、木造平屋建て、床面積245.94㎡となっており、1棟3LDK住宅3戸の建設の他、次年度新築予定地との間の部分に駐車場14台分と団地内道路40mを整備するものであります。

なお、工期につきましては、平成29年11月22日までとしております。

以上、議案第31号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第32号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書29ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第32号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書の29ページをご覧ください。

議案第32号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、事業名は、除雪車両購入事業であります。

契約の相手方につきましては、2社による入札の結果、コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー北見支店 支店長 森正充氏で、契約金額は3,186万円でございます。

なお、予定価格につきましては4,086万7,200円でございます。

機種につきましては、コマツ除雪グレーダ、3.7m級であります。

型式等は、記載のとおりアングリングプラウとシャッターブレードがついたグレーダとなっております。

ここで、若干説明しますけども、グレーダは、全長が約10mの機械で真ん中、やや中央部にある運転席の下のブレードというもので雪を削っていく機械になります。本機については、そのブレードの長さが3.7mというかたちになっています。さらに交差点ですとかバス停留所とか、雪を置いていきたくない場所に一時的に雪をためることができるシャッターがブレードの左側についているというものであります。

オプションとしまして、機械の先端に積雪を左右にはねのけるアングリングプラウ、ブルドーザーの前のようなものが、それが左、右に動くものなんですけど、それが装着されておりまして、あらかじめこの前で雪をはねながら真ん中で削っていくということで、特に実践会などの積雪の多い場所で、威力を発揮するというような機械というかたちになっています。

議案に戻りまして、型式は、コマツ社製のGD675型の6、出力については160kw、馬力に換算しますと210馬力以上としており、主な付属品としては、フロントウエイト、夏タイヤとなっております。

納期につきましては、現在のグレーダの車検期限が今年の平成29年12月19日に迎えるということで、それを考慮しまして、平成29年12月20日としております。

以上、議案第32号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議事日程の変更

○議長（上原豊茂君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、午前11時25分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第28、報告第4号、日程第29、報告第5号、日程第30、報告第6号、日程第31、報告第7号、日程第32、所管事務調査について、日程第33、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第28、報告第4号、日程第29、報告第5号、日程第30、報告第6号、日程第31、報告第7号、日程第32、所管事務調査について、日程第33、議員の派遣についてを先に審議することに決定いたしました。

◎報告第4号

○議長（上原豊茂君） 日程第28、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について（平成28年度訓子府町一般会計予算）を議題といたします。議案書37ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第4号のご報告を申し上げます。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成28年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの繰越計算書により、その内容をご説明をいたします。38ページの方をご覧いただきたいと思っております。

今回繰越した事業につきましては、国の平成28年度補正予算などにより追加された事業であり、繰り越した総額が2億4,322万1千円となっております。

それぞれの事業の内容につきましては、各定例会の予算の中で説明させていただいておりますが、改めてその概要を簡単に説明させていただきます。

2款、3項、1目、戸籍住民登録費の個人番号カード交付事業につきましては、個人番号カードの交付が想定より下回ったことから、地方公共団体情報システム機構への交付金を平成29年度に使用することとして41万円を繰り越してございます。

その下の3款、1項、1目、社会福祉総務費の臨時福祉給付金事業では、平成29年4月から平成31年9月分までの低所得者対策として消費税引き上げまでの2年半分を一括支給するものでございまして、給付額は1人1万5千円となっております。

給付の申請については、2月から開始していることから、平成28年度に交付決定した給付金450万円と事務費47万6千円を除く、負担金、補助及び交付金で1,350万円、消耗品などの事務費として130万2千円の、合わせて1,480万2千円を繰り越したものでございます。

次に、6款、農林水産業費では、1項、3目、農業振興費の中山間地域所得向上支援事業でJAきたみらいで実施のむき玉ねぎ加工機械の整備に対する補助金1億100万円、所得向上計画策定業務委託300万円の合わせて1億400万円を繰り越したものでございます。

1項、5目、農業基盤整備事業費では、5事業ともに事業主体の北海道が繰り越したことにより地元負担の繰り越しとなります。北西地区で309万4千円、高園地区で1,028万5千円、川南地区で3,713万1千円、中央一期地区では90万円、柏丘北地区では1,321万9千円の計6,462万9千円を繰り越したものでございます。

最後の段になります、12款、2項、1目の農業施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業では、紅葉川災害復旧工事5,333万9千円、農地災害復旧助成事業補助金など合計で5,938万円を繰り越したものでございます。

以上、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出についてご報告させていただきました。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第29、報告第5号 平成28年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についてを議題といたします。議案書39ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第5号についてご報告申し上げます。

報告第5号 平成28年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例（平成20年条例第8号）第10条の規定により、平成28年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について、次のとおり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の40ページに掲載してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

1. 報告の対象となる期間につきましては、平成28年4月1日から本年3月31日まで、平成28年度中の1年間でございます。

2. 寄付の状況につきましては、(1)では事業別寄付状況を掲載してございます。(2)では寄付者の居住地域別寄付件数を掲載してございます。

(1)の事業別寄付件数、口数、寄付金額はご覧のとおりでございますが、寄付件数の合計で申し上げますと、対前年度77%、1,332件となっております。寄付金額につきましては対前年90%の2,797万2千円のご寄付となっております。

(2)の地域別寄付件数につきましては、94%が北海道以外からのもので、その内72%が関東、関西圏からの寄付となっております。

次に、3. 基金の状況についてでございますが、表の上段「寄付金」の欄をご覧いただきたいと思いますが、年度当初の基金保有額が3,415万8千円、積立額は28年度中の寄付金額と利子分4千円を加えまして2,797万6千円となっております。年度中に取り崩した額が1,398万6千円であり、これによりまして年度末保有額については4,814万8千円となっております。

4. 基金の活用・取崩し状況についてでございますが、寄付者のご意向に沿って、28年度中の寄付金と過年度分とを合わせて1,398万6千円を平成28年度実施の記載のある事業財源として活用をさせていただいております。

以上、報告第5号 平成28年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についてご報告させていただきました。

なお、この報告内容につきましては、ホームページにも掲載をしているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第30、報告第6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。議案書41ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それではご報告申し上げます。議案書の41ページをお開き願います。

報告第6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価について、次のとおり報告があった。

平成29年6月14日提出、訓子府町議会議長、上原豊茂。

平成28年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、平成28年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記、別冊。

なお、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書ではありますが、事前に議員ならびに説明員の皆さまに配布させていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第31、報告第7号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書42ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の42ページをお開き願います。

報告第7号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成29年6月14日提出、訓子府町議会議長、上原豊茂。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年4月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成29年4月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページ、43ページ、44ページ、45ページにつきましては、説明を省略させていただきます。46ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年5月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成29年5月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページの47ページから51ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。52ページをお開き願います。本日追加で配布させていただいた6月分の出納検査結果報告であります。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年6月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 上原豊茂様

平成29年6月9日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページの53ページから55ページにつきましても、前の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、本報告を終わります。

◎所管事務調査について

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査について、平成29年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出されております。

さらに議会運営委員会、議会広報特別委員会の2委員長から所管事務調査について、委員の任期終了まで閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出されております。

これを議題とし、2委員会および議会運営委員会、議会広報特別委員会の所管事務調査を認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成29年度中も継続して調査できるように決定、さらに議会運営委員および議会広報特別委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目についての委員の任期満了まで継続して調査できるよう決定いたしました。

◎議員の派遣について

○議長（上原豊茂君） 次に、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますのでご参集願います。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第27、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間内に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山由美子です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。

町民に寄り添った福祉施策の進め方について。

第6次訓子府町総合計画が平成29年度からスタートしました。町民の皆さんがこれからの10年間住み慣れたこの町でより充実した生活を送るために必要とする各分野での施策の展開が示されています。私は7つの基本計画の中で第3章「いつまでも健康に暮らせるまちづくり」に注目し、福祉的項目が多いことから、町民にとって気になる施策の現状と課題、対策について、町長の考えを伺います。

一つ目、地域福祉の項目の中に「低所得者への相談、支援の充実」とありますが、具体的な支援への働きかけをどのように行っていますか。

二つ目、高齢者福祉の項目の中に高齢者世帯が安心して暮らせるよう生活支援体制の充実とありますが、その具体的な内容を伺います。

三つ目、障がい者福祉の項目の中に社会参加の促進とあり、雇用・就労支援や団体活動への支援がありますが、具体的な内容を伺います。

四つ目、介護保険の項目の中に相談窓口体制の充実とありますが、今後の具体的な内容を伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民に寄り添った福祉施策の進め方」について、4点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「地域福祉の項目の中に、『低所得者への相談・支援などの充実』とありますが、具体的な支援への働きかけをどのように行っているか」というお尋ねがございました。

総合計画にも記載しましたように、自治会や民生委員児童委員と連携し、支援などを必

要とする世帯の早期把握に努め、相談機能がより充実するよう推進を図っているところで
す。

民生委員児童委員については、担当地域を回り高齢者宅やひとり親家庭等の訪問により
世帯の状況を確認し、町民に寄り添って悩み事を聞き、問題の解決に向けて行政の橋渡し
に努めていただいております。

また、自治会においても地域で心配のある方については、連絡をいただくことが多くな
ってきておりますし、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の相談があった
際にも、状況によっては福祉保健課につないでいただくなど連携を図っています。

さらに、北海道委託業務である生活困窮やさまざまな生活の問題の相談を受ける生活困
窮者自立支援事業を行っているオホーツク相談センター「ふくろう」による月1回の訪問
相談も活用しています。

そして、相談を受けた場合には、関係機関と連携を取りながら、相談者の状況や相談内
容に合わせた支援の方法を検討し、相談者の生活の安定や自立につながる支援ができるよ
う、今後も努めていきます。

次に、2点目の「高齢者福祉の項目の中に、高齢者世帯が安心して暮らせるよう生活支
援体制の充実とあるが、その具体的内容は」というお尋ねでございます。

町では現在、介護保険の給付サービス以外の在宅福祉サービスとして「配食サービス」「除
雪サービス」「移送サービス」「愛の声かけ訪問」「緊急通報装置の貸与」「訪問サービス」「住
宅改修費の助成」等の事業を実施しております。

また、介護保険の訪問介護のサービス提供内容としては、同居家族がいない単身世帯で
は「掃除」「食事の準備」「買い物」といった生活支援の提供が多く、今後単身高齢者や高
齢者のみの世帯が増加する中で、多様な生活支援体制の充実が不可欠となります。

現在、第7期訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を作成するために「在宅
介護実態調査」、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したところです。

今後、この結果や各種サービス利用状況、ささえあいプロジェクトの意見交換会等の内
容を精査しながら、高齢者の見守りや社会参加、介護保険外の生活支援体制が充実する仕
組みづくりを進めてまいります。

次に、3点目の「障がい者福祉の項目の中に社会参加の促進とあり、雇用・就労支援や
団体活動への支援があるが、具体的な内容は」というお尋ねでございます。

まず、雇用・就労支援につきましては、障がいのある人の創作的活動や生産活動、社会
との交流の場など、さまざまな機能を果たしている町内にある就労支援B型のNPO法人
きらきら本舗と連携し、相談支援を図ることとしています。きらきら本舗に対しましては、
配食サービス事業の委託や「訓子府町障害者就労施設等優先調達方針」に基づき、物品の
購入や業務の委託など福祉的就労の場の支援をこれまでどおり行っていきます。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、住民や企業に向けた広報・啓発活動に努
めていきたいと考えております。

団体活動への支援としましては、町内の障がい者団体「身体障害者福祉協会訓子府分会」
への補助金を継続していきます。

次に、4点目の「介護保険の項目の中に、相談窓口体制の充実とありますが、今後の具
体的な内容は」とのお尋ねでございます。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、高齢者の生活全般に係る相談を総合的に受け付けるとともに、高齢者の心身や家族の状況、介護サービスをはじめ保健・医療・福祉等に対するニーズを幅広く把握し、介護保険制度にとどまらず、適切なサービス機関または制度の利用につなげていく等、より充実した支援をしていかなければなりません。

そのため、高齢者とその家族の支援を包括的に担う地域包括支援センターでは、介護支援専門員1名を増員して相談体制を強化しております。

今後も関係機関と連携を密にして適切かつ速やかに相談対応を行い、高齢者が安心して生活できるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 第6次総合計画につきましては、2月に議長を除く全議員で特別審査委員会を設置しまして、3日間かけて全委員で審議いたしました。その結果、全委員一致で可決されましたので、計画に基づいた今後より効果的な業務を推進していただけるよう望むところであります。

今回の第3章の質問に至った経緯といたしましては、福祉的項目は今までの継続的なことが多かったので、あまり深いところまで質問できませんでしたので、今回、町民と関わる中で再質問させていただきたいと思っております。

1点目の低所得者への相談・支援の充実についてお答えいただきました。自治会や民生委員児童委員と連携して支援などを必要とする世帯の早期把握に努め、相談機能がより充実するよう推進を図っているとお答えをいただきました。今、私たちの町には12の町内会、18の実践会、それから17人の民生委員と2名の児童委員がいらっしゃいます。とても他の町では新聞などにありますように民生委員のなり手がいないという実情ではありますが、今現在、私たちの町ではすごく連携もしたりして活発な活動をなさっていると思います。その中でその自治会や民生委員児童委員の方などと連携して支援を必要とする世帯への早期把握に努めているということですが、現実として、そういう実態があるのか、どれぐらいあるのか、その実情をお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 民生委員児童委員さんにつきましては、毎年、各高齢者のお宅やひとり親のご家庭を定期的に回っていただきまして、定期的というか、民生委員さんによりまして回っていただきまして、そういう台帳も作っていただきまして、こちらに報告いただいたりしております。その中で普段の活動の中でちょっと心配があるというような方が出てきましたときには、自治会も交えて地域ケア会議というものを全体で開いたということが28年度には1、2度あったかと思っております。その中では認知症のお年寄りに対してのケアが主だったんですけども、そういったことで地域でそのまま住み続けられるようにということで、自治会や民生委員さんがサポートをいただいているという経過がございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） いろいろな多方面にわたっての相談を受けると思うのですが、

今、課長がおっしゃったのは認知症の方の相談があったということですが、私がお伺いしているのは、世帯で支援を必要とする低所得者の方たちの支援が、実際ですね、そういう自治会や民生委員の連携の中で支援に結びついた件数があるのかどうかということをお伺いしたいのですが、そのことと自分も町内会の役員をやって初めてわかったんですが、町内会では各町内会それぞれ町内会費を会員の皆さんから集めています。任意の団体ですから最近では新しい若者とか他から入ってきた方で町内会の加入を拒む方もいらっしゃったり、あるいは今まで順当に払っていた町内会費がなかなか払えない世帯が各町内会であるというふうに伺いました。その町内会、町内会でものすごく工夫をされていて、町内会を脱退することのないように、それぞれの町内会で役員さんたちが工夫されていますが、そういう実態も行政の方にはどのように把握されているのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 低所得者の世帯についての相談ということでございます。実際に私、28年から福祉保健課長になっておりますけれども、それ以降、自治会からそういう相談を受けたという経過はございません。直接窓口の方に生活が大変だということで生活保護も含めて相談にのったというのは5件ほどございます。28年、29年にかけて。でも実際には、その方の財産状況だったり、車の所有だったり、そういったことから生活保護には結びついてはいないんですけれども、各種相談には乗らせていただいているところです。町内会については町民課長の方から、すいません。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） 今、議員の方から町内会費の関連でちょっと質問があった関係、町民課としましては、連協の事務局をやっているということで、それぞれの分担金を各町内会の方から納めていただいておりますけれども、その中ではですね、個々の家庭から、そういった会費は納めづらいとかいうことの中身の相談といいますか、報告というのは町民課としては、まだ受けておりません。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） そうですか。行政の方にはまだ届いていないという話なんですが、実際はですね、ぜひ連協の役員さんとそこら辺聞いていただきたいと思うんですが、町内会費の額もその町内会によって全部違うんですが、中にはやはり払えない人が出てきているので、最低は200円から、200円、400円、600円、800円と、そういうふうに段階を経て、苦勞されている町内会もあるというふうに伺いましたし、ある町内会では1年間、要するに町民の方が、班長だったり理事の方、役員を持った人がそちらのご家庭に徴収に行くわけですから、何かこう借金取りでもしているような、すごく嫌な気持ちになるからという、いろいろな困り事がありまして、1年間払わなかった場合は町内会を脱退してもらおうと。そういう決断をなされた町内会もあります。ぜひですね、各、この12の町内会、あるいは実践会が今どういうふうになっているかは、ちょっと私もわかりませんが、実情としては、そういうことが、小さなことだけでも起きているということが話して伺っていますので、今後ちょっと調査も含めて皆さんとちょっと話し合っていたきたいなと思います。

それで主に社会福祉協議会の方で低所得者のためのいろいろな生活福祉資金なんかのご

案内はしていると思うんですが、今、訓子府町で例えば道がやっているような生活福祉資金の貸し付けとか、そういうのを生活が困っている方たちが5件相談があったといいますが、そういう貸し付けにまでたどり着いたという件数はあるのでしょうか。また私たちの町の保護世帯の保護率というんですか。それはもうこの10年間あまり変わっていないですよ。大体10年前0.7ぐらいで、今が0.94ですか、人口が減っているけども、うんと保護率が高まったわけでもないの、保護世帯の相談なんかもどのような、こう本人が相談に行くということはよっぽどのことだと思うんですけども、どのような状況になっているのか。今後の総合計画の10年のね、中でも低所得者に対する支援をもっと積極的に行う必要があるのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 生活資金の貸し付けを社会福祉協議会の方でやっておりますが、昨年相談を受けた5件の中で貸し付けに結び付いた方はおりませんでした。貸し付けしている方は毎年10件程度あるんですけども、やはり1度お借りした方が返してまたお借りしてというのを繰り返している方も何か多いとは聞いております。必要なときに必要な貸し付けができれば一番いいことだとは思いますが、なかなか返さなければいけないということがありますので、そういったことも含めて状態に合わせた相談を心掛けてはいるつもりです。今後に向けてということもありますけれども、やはり一人一人抱えている問題が違ってきますので、その方に合った支援ができるように職員としても努めているところですのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） おそらくその29年度にあった5件の方たちも、例えば総合的な複合的ないろいろな原因があると思っております。離職があったり、障がいがあったりとか、もともとの貧困からなかなか抜け出せなくて、やはり相談に行くというのはよっぽど切羽詰った状態だと思うので、ぜひ町内会というのは意外なところで、そういう世帯が見える場面がありますので、ぜひ連携を取りながら、そういう情報を集めて、できるだけ適正な支援をしていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

2点目の高齢者福祉の中の生活支援体制の充実とありますが、これは答弁の中にあっただのは在宅福祉サービスをこれからも継続していくということですが、国の対策としてはですね、生活支援体制の整備事業として、昨今からの訓子府町も随分報道されておりました協議体の設置とか、それから生活支援コーディネーターの配置などが挙げられていますが、まだ訓子府町はそこまでは話がっていないというか、コーディネーターの配置などについてはどういう協議がなされているのかお伺ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 協議体についてでございますけれども、協議体は4月27日に設立しております。今のところひと月に1回程度、ワークショップというかたちで皆さんにお集まりいただいて、生活支援体制についての相談、そういったどういうものがあつたらいいのか、自分たちで何ができるのか、そういったことも含めて、今、特にその中でも生活支援だとか、生活の足ですね、そういったことについて中心に話し合いをもっているところでございます。まだちょっと、まだまだちょっと時間が、1回、2回では結論が出ないことも多いので、もう少し時間がかかるかと思っております。

あと生活支援コーディネーター、これにつきましては本町は平成30年から配置の予定でおります。配置するにあたって、コーディネーターになっていただく方も研修を受けられている方という指定があったりしますものですから、ちょっとこちらとしてはちょっと社会福祉協議会も含めてお願いしなければいけないのかなと思っているところですけども、まだ検討の段階ですので、今後30年に向けて決めていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） わかりました。協議体に関しては今月の広報の中にも協議体の人員を募集している記事がありましたけれども、これからこの10年というのは、やはり今までよりも一層、高齢だけでなく、障がい、先ほどの経済的な理由などで本当に出ておいでといっても出てこれない方々が増えていく可能性が多いと思うので、やはり町のさまざまな分野で支援を結び付ける役割の方々がやはり協力し合って情報を早く取り入れ、そして支援に結び付けていくということが大切なんだというふうに思いますので、この総合計画の中にぜひこの生活支援体制の充実というのは力を入れていただきたいと思います。生活支援コーディネーターについては、調べたところ、何か個別にやるような仕事ではなくて、あくまでもその地域に必要な人数というんですか、その方のお給料の報酬とかいうのも、その状況によって国の方で交付すると伺っていますけれども、これもやはり名前だけではなくて、やはり身になるそういう役割の方にぜひなっていただきたいと思うので、その辺よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから3番目の障がい者福祉のことです。これは前回の3月議会で障がい者のことについて、私お伺いした中に、この質問項目もありまして、きらきら本舗への支援継続と就労移行支援サービス、一般就労への移行というふうに答弁いただきました。今、私たちの町では、大体、身体、知的、精神入れて大体人口の1割ちょっとですね、の方々が何らかの障がいを抱えていらっしゃるということありますし、子どもさんにおかれましては、小学校が10名の中学校が9名、先ほどの教育委員会の評価の中から拾ったんですが、19名の方がそれぞれの支援を受けて教育を受けているわけですが、例えば子どもさんが大きくなって、この町に戻ってきても、やはり働く場がないと親御さんの心配もありましょうから、ぜひですね、3月議会でも言いましたように、農業の町訓子府として、障がいのある方への仕事をうまく結び付けられるような、もっと積極的な動きを、働きかけをしていただきたいなと思います。今、紋別市では、紋別は養護学校がありますから、その生徒さんたちが働けるように、市で野菜づくりに取り組んで、そういう施設ができたというお話も伺っていますので、ぜひ訓子府町は農業の町として、そういう面でも今グループホームもできましたし、この10年の中で計画を持ってやっていただきたいと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 障がいのあるお子さんが学校を卒業して戻ってきたときに働く場所がない、そういう心配は本当にあるかと思えます。29年度そういう実際にお一人ですけども、きらきら本舗に戻ってこられて就労される方がおります。あと農業とのそういう就労支援等の連携のお話しでございますけれども、実際に今あるB型のきらきら本舗さんでは農業についてもシソを作ったり、そういう加工品を作ったりということで野菜の販売とかも含めて、実際には農業にも携わって活動されていらっしゃいます。今後、

農福連携という言葉になるかと思いますが、きらきら本舗さん以外にもそういうことをやっていただけたところがあるのかどうか含めて、今後10年に向けて検討しなければいけないと思っています。まずはきらきら本舗さんやJAですね、にまず話しを、聞き取りから始めなければいけないかなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 農福連携の関係で、農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、農福連携の関係でご質問があったのですが、昨日だったか、ちょっと今日だったか忘れちゃったけれども、道新の方にですね、北海道で農福連携の部分の分野ということで協議を、協議体というんですか、そういうのを設立して、今後農福連携について、いろいろな分野から検討したいというような、協議会みたいのを立ち上げたというような新聞記事も載ってございます。それから国の方はですね、積極的に農福連携について行いなさいということで、施策等もこれから打ち出すというような報道もございます。それを受けて道内でも道、それから養護学校ですとか、そういう関係機関の代表者が集まって協議を始めたということの新聞報道載ってございますので、今後10年間のうち、いつかはちょっとわかりませんが、当然、各町村なり、各振興局なり、そういう部分に関しても、そういうような部分から農福連携についての協議、検討ということを模索されるのではないかなというふうに思っておりますので、そういうときにはうちの町としても何かできることがあればしていきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） ぜひ、今後10年に向けてですね、いろいろな障がいがあってもできることがあるはずなので、やはり得意な分野、そういうものを生かして訓子府の農業がある意味とても違う豊かさを持つような、そういう進め方ができたらと思いますので、よろしく願いいたします。

障がい者の中で団体活動への支援としまして、身体障害者福祉協会訓子府分会への補助金、これは毎年1万8千円です。これは社会福祉協議会の方で事務局としてやっていることですので、その行事がどうのということとは言えないんですけど、これは北海道もありますし、全国もありますし、これの管内の協議会の組織としてありますけれども、その障がい者の人たちに、何人かにお聞きしたところ、昔は100人以上、もうすごい、要するに体が悪くなって、身体障害者の手帳をいただいたときに協会へ入らないかと勧められて、そういう感じで入っていたから、すごくたくさんいたと。ところが個人情報保護法が制定されてからは、そういう働きかけがなくなったし、今現在いらっしゃる55名、今年55名の会員さんがいらっしゃるんですが、町から1万8千円の補助金と月100円ですから年間1,200円の会費を一切行事に参加しなくても会員の方々がそれぞれ分担して集金に歩くんですね、参加したいけれども、何年か前まで参加していた方がとてもそんな状況ではないと。そういう集金した方が、いやあこれはもう回ってみて初めてわかったよというお話を伺いました。ところでこの今残ったというか、55名の会員さんのお宅を職員が回られたり実態を把握したことはあるのでしょうか。それと置戸の協会もなくなったと聞いていますし、斜里とか、ちょっと定かではありませんが、要するに新しい会員が入らなくて高齢化して病気になって亡くなったりして、どんどん会員が減っているんですね、本当にこれはなくす方向で行政は考えているのか、会員さんをやはり一つの居場所と

して入会のお勧めをする方向があるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 身体障害者福祉協会の訓子府分会の活動についてでございますけれども、私もちょっと社会福祉協議会の方から話を聞かせてもらいました。やはり新しい人が入ってこないということで、管内でもかなり解散が多いという話は聞いております。今現在、管内で3市8町に分会があると聞いております。本当に負担金が払えないとか、役員のみ手がないということで、どこの分会も組織も大変な状況であるということは聞いております。でもうちの訓子府分会においては会費だけでも納めるから、活動はできないけど会費だけでもということで納めていただいている方もいるようですし、特に会員の方から不満があるというようなことは聞いてはおりません。若干ですけれども毎年1、2名は新規の会員さんもあるようです。ちょっと窓口での身障手帳交付のときに、勧誘ということもどうなのかなってあらためてちょっと課の中では話し合ったんですけれども、やはりちょっと、それはちょっと難しいのかなということで、パンフレットを社会福祉協議会の方に作っていただいて、それをお配りすることはできるので、そういうかたちはとれるかなとは思っておりますので、ただぜひ入ってくださいというのが強制に聞こえても困りますので、その辺ちょっと言い方を考えながら、こういうものがありますということを紹介に努めていきたいなと思います。また福祉保健課の職員が会員の方の家を訪問したということは、この会の存続のために訪問したということはございません。申請業務があれば行ったりはしますけれども、この会のことについて、こちらで何か携わっていることはありませんが、でもこの会自体をなくすということも町としても考えてはおりませんので、この存続に向けて、まだ去年の時点は61名の方から会費をいただいていますので、まだまだちょっと先の話かなとは思ってはいたんですけれども、今後、社会福祉協議会とそういった話を交流しながら活性化に向けてちょっと相談にのっていききたいなと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） いろいろな声が聞こえてくるんですが、その役員をやっている方たちは、果たしその会員を増やすと自分たちも障がい者でありながら仕事を持っていたりしてすごく大変だから会員を増やすことを自分たちもあながちこう大賛成とはいえない、でも個別に会員の方々と接していくと、唯一この身体障害者の会というのはそれぞれ悪いところが違うので、でもやはり体に痛みを持っている方たちなのでわかりあえるんですね、例えば年に1回、今まで2泊だったのを、ちょっと無理があるから1泊にした旅行も最初は職員がついていってくれなかったけれども、お願いして職員に付いていってもらって、年に1回の旅行がすごく楽しみだと。そう言っていらっしゃる方もいますし、やはり家にひきこもることがどうしても多くなってしまいうそうなんです、だから1、200円が、その縁を切ってしまうきっかけになってしまうから払っているのかなど。いろいろな事情もあるでしょうけれども、もう少し障がい者の方たちの立場に立ったいろいろなイベントというんですか、活動をもう少し考え直しながら、そして強制ではなく、こういう会もありますよという投げかけだったら別に何の違反にもならないと思うので、やはりそういうパンフレットも作ったり呼びかけをすることで、また違う協会のあり方というのが見えてくるのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 確かに障がい者、身体に障がいを持っておられる方はお互いにそういう方たちが集まっているとお互いの気持ちがわかったりだとか、またお互いの苦労がわかったりとか、そういったことで癒やしの場といいますかね、そういった居場所にもなっているんだと思いますので、必要なことではあるというのは私も理解しておりますし、ただ、勧誘に向けてですね、ちょっとあくまでも任意団体ということでありますので、でもできるだけこちらを会員を増やさないように、強制にならないような勧誘の仕方に努めて、何かやっていければいいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 4点目の介護保険の件ですが、実は今言った障がい者の家庭を回った中で介護のご夫婦、奥様のご主人を、障がい者なのが奥様で、ご主人が長く病気を患っていて介護している状態で、今、介護施設も3以上でないと入れないんだよという話をその方がされたから、全くわかっていなかったそうです。ですから、この介護保険制度がめまぐるしく変わっていく中で、意外と当事者、家族、介護をしなければいけない家族になかなか紙、ピラを何枚、何十枚配っても読まれていなかったり、届いていないことが多いのかなということを感じましたので、この相談支援体制も含めて、やはり大変な人たちにおいでというだけではなくて、やはり保健師さんや先ほど言った協議体の中のメンバーでもよろしいですから、これない人たちのところに出向いて行って、やはりその方たちも話を聞いてほしいという、本当にただただそういう状況がものすごく目に見えたとおっしゃっていました。だからあとはボランティアの方との連携にもよるんでしょうけれども、やはりこれない方たちでの対策をぜひこの福祉の項目の中にしっかりと位置付けてほしいなと思います。全体とおして町長いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何点かにわたって話がありましたので、私自身の考えていることや現状で今進めていることについては福祉保健課長の方で答弁をさせていただきましたので、気が付いたところの答弁をさせていただきます。

まず、町内会や民生委員児童委員との連携については全くそのとおりで。でどっちからということでもないですけども、これは町内会連協会議が掌握しているのは町民課でございますから町民課の方で議会からそういう提案があると。含めて町内会費を払えないということも含めてですね、どういう状況なのかということも再度検討してみるということも必要なのではないかなというふうに思っています。ただ行政改革の中で町内会の補助金を2分の1にした経緯があります。これは少しでも経費削減ということで、全ての団体にそういうことをやった記憶が、私になる前だと思いますけどありました。その後、財政の好転化ではありませんけれども、ある程度それは町内会からの要望も含めて2分の1ではなくて、さらに元に戻すべきではないかという意見がありました。これは検討の結果、さらに4分の1戻すと。すなわちかつてよりは4分の3の補助金でやっている。それはその際に町内会長さんから、やはり払えないという状況がやはりあるんだということを含めてそういう対応をした経緯がございますので、これらも含めて町内会の会費が、負荷がかかっていないのかどうかということも含めてですね、ちょっとやはりあらためて福祉か町民課の方で提案をさせていただいて、検討するという余地はあるだろうというふうに思いま

す。

それから2点目ですけれども、生活コーディネーターについてはお話をしたとおり、名前だけではなくて、形式的なことでは困るんだと。もっと実態を把握した人になってほしいんだと。今、答弁でも申しあげましたように、介護支援専門員1名をこれケアマネの資格保有者ですけれども1名配置を今年の4月からしております。大変町民の方からもよく理解をしていて、大変いい人だというか、いいコーディネーター、専門員だということです。30年にある意味ではベテランのケアマネージャーを含めて生活コーディネーターの配置を含めて暫時計画的にこういう形式的にならない、そういう実態をよく把握している人を生活コーディネーターを把握したいというふうに内部検討しておりますので、これは私は期待に込められるのではないかなというふうに思っています。

それから3点目です。障がい者の職業とかですね、経済的な安定の問題、それから農福連携の話をしました。確かにこれは農林商工課長の方からお話ししたことですけれども、非常にまだJAきたみらいの中でも難しい、解決しなければならないことが私は、多々あるというふうに思っていますので、ただ、これは要請を続けていかなければいけないというふうに思っています。現実的に気合いばかりかけていたってしょうないわけだから、具体的にどうするのかということであると、今、「もりの風」が実質的には6月からスタートしました。少しずつ入所者が入ってきているということも聞いておりますので、これは単なるデイサービスと住宅確保ということではなくて、職業の機能回復とか機能訓練、あるいは社会参加のものをどうするのかということは構想の時代から多機能型のグループホームについての検討に入っているはずですので、今の「もりの風」が現実的になってきた段階で、現実的というのはより安定的になってきた段階で、職業訓練的な、あるいは福農連携といったようなことも現実のものとして具体的に少しずつ、やはり詰めていかなければならないだろうというふうに思っています。これは理想と掛け声だけではだめなんでね、やはり今あるたんぼぼも含めてこういった障がいを持った方々が就労に現実的に少しでも一歩進めていくようなことをやっていかなければならないだろうなというふうに思っています。

それから身体障害者分会であります。かつて120いたけれど今五十数名、60名だと。私も大体ご存じだと思いますけれども、レクリエーション、焼き肉をレクリエーション公園でやるわけですよ。それから総会の後で一杯飲むわけですよ。それとスポーツ大会、管内で、その関連の中で1泊旅行をするわけですよ。ところが管内的にみてもですね、活動が形骸化してきている。われわれが入りなさいという前に会員の皆さんに、それから関わっている社会福祉協議会、われわれの福祉保健課も関係ありますけれども、これでいいのかと。もっと入りやすいような、もっと入りたくなるような活動をどう作るのかという、むしろもっと言うと、この構成している方々の主体性、このままでいいのかというものを見直しも含めた、やはり議論がこれから必要になってくるだろうと私はずっと見ていてですね、特に今年なんかはそう感じました。また来週か再来週ぐらいにレクリエーション公園で焼き肉パーティーありますので、よくよく何人かの方とお話をしていきたいというふうに考えております。それは先ほどの呼びかけによってということもさることながら、あらためてもう1回身障者分会のありよう、活動の中身も含めて行政も一緒になって考えていく時期にきているのではないかなというふうに思います。

それから介護保険の老老介護の3以上の状況でないと施設に入れないとかですね、要支援の1・2が国の介護保険制度から外されていく、強いて言うと介護保険認定の1・2の人も介護保険から外されていく。これはやはり地方自治体にとっては非常に福祉の方向としてはですね、国がもう立ち行かないという状況の中でその責任を地方自治体にやはりやりやってみてもらいたいということが出てきていますから、そうは簡単にはいかないということがあります。それからこのお題目の中に行政主導ではなくて住民主体の活動がもっと必要なんだなんていうことをですね、それが協議体づくりの基本みたいなことで言われていますけれども、私はそうはいかないでしょうという問題もありますので、あらためて今、協議体がスタートしてこれらについてのいろいろな活動にこれない人も含めた対応をですね、今まだ始まったばかりですのでやっていきたいと。

それから全体としてこの間3月にご決議いただいたこの介護保険というよりも、「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くねっぷの第6次総合計画、始まったばかりですので、10年間かけてこれらをどうやって膨らませていくかということもわれわれは問われていると思いますので、いろいろな提案やまたお力添えをいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 総合計画の中で4点について、いろいろお伺いしましたけれども、町民の方からするとまだまだ言い足りないことがきつとたくさんあると思います。私たち議員もそれぞれの町民の方々のさまざまな悩み相談に当たりながら、やはりこの計画がよりスムーズに、より充実したものになっていくように願って止みません。

これで私の質問は終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後2時まで休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

次は、4番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。通告書に従いまして質問させていただきます。

まず、町職員定数について。

当町も少子・高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。それでも住民ニーズの多様化や行政に求められることはますます増え続けています。さらに地方分権の推進が求められる中、自主財源の確保が厳しく地方交付税も縮減と行政のかじ取りは本当に難しいかと思えます。しかし今後も進む行財政環境の変化には、柔軟かつ弾力的に対応できるよう行政の体質強化を図る必要があると考えます。そのためにも町職員の確保は必要なことであり、バランスのよい職員確保は行政サービスを維持していくためにも必要だと思えます。ですけれども、町行財政健全化にとっては職員定数を管理することは避けられず、職員数適正化を計画的に進める必要があると私は思います。次の点について職員定数に対する町のお考えをお伺いいたします。

まず1点目に、地方公務員の給与水準の比較指標として使われる「ラスパイレス指数」の当町の状況について伺います。また一般会計における人件費比率についてもお伺いいたします。

2点目に、現在の職員数は。また本町の職員数の適正な数に対する基本的な考えがあればお伺いいたします。

3点目に、平成15年からの採用者抑制や退職者不補充による組織機構の見直しにより、組織の職員バランスに影響を及ぼしていないか。また平成23年度から平成26年度までの「訓子府町定員管理適正化計画」では計画的採用を進めるとしていましたが、平成27年度6人、平成29年度8人の採用はこれからの適正職員数を見据えての採用であったかをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町職員定数」について、3点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「ラスパイレス指数の当町の状況と一般会計における人件費率」についてのお尋ねがありました。

ご承知のとおり、ラスパイレス指数は国家公務員行政職俸給表一に該当する職員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準のことでありまして、職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであります。具体的には、学歴別に、1年刻み、2年刻み、3年刻み、5年刻みなどとなっている経験年数ごとの各地方公共団体の平均給料月額を国の職員数に乗じて得た総和を国の給料の総額で除した率となっております。

本町のラスパイレス指数の状況をみますと、平成15年までは100を上回っていた時期もございますが、平成16年以降は100未満となっており、ここ10年間の推移をみますと、平成19年が99.0、平成23年が99.2、直近である平成28年が98.8と指数的には給与水準の適正化が図られていると言えます。

なお、経験年数が5年刻みなどとなっている場合、例えば、国の職員の分布が下位の年数に集中し、地方公共団体の職員の分布が高位の経験年数に集中している場合は、地方公共団体の指数が高くなること、また、同一の経験年数であっても役職が異なるなど、ラスパイレス指数は毎年度変動するというところをご理解を願います。

次に、一般会計に占める人件費の比率でございますが、単純に決算額で割り返しますと、平成27年度は14.6%となっております。ただし年度によって分母の決算額が異なりますので経常収支比率で申し上げますと、平成27年度は、25.3%となっております。参考までに10年前の平成17年度では27.0%となっております。

2点目に「現在の職員数と適正な数に対する基本的な考え」についてお尋ねがございました。

平成29年4月1日現在の職員数は、公営企業等職員も含め99名となっております。また、職員数の適正な数についてでございますが、議員からのご質問にもございましたように、少子高齢化に伴い、住民ニーズの多様化や行政需要の増加などにより、業務量の増加だけでなく、より専門性が求められていること、また、災害時における本部機能の確保、さらに、将来の年齢構成や今後の退職予定者数なども見込みますと、各年代ごとの人数も

考慮しながら最低限現在の職員数を確保していく必要があると考えているところであり
ます。

3点目に「平成15年からの採用者抑制や退職者不補充による組織機構の見直しの影響、
また平成27年度と平成29年度の採用はこれからの適正職員数を見据えての採用か」と
のお尋ねがございました。

平成15年度から平成19年度ごろまでの採用抑制や退職者不補充に関して申し上げま
すと、当時は、平成の大合併が推し進められ、同時に国は、国庫補助負担改革、税源移譲、
地方交付税の見直しといった三位一体改革を進め、地方自治体は歳出削減に取り組みざる
を得ない状況にあり、全国的に職員の採用を控えるなど職員数の抑制策にも取り組んだ経
過があります。

本町におきましても、平成14年度の120名体制から平成20年度には93名まで職
員数が減少しました。

この間、29名の退職に対し2名の採用しかなく、年齢分布が著しく偏り、現在、30
代半ばの年代層が薄い状況となっているものの年代ごとの分布としては回復傾向にありま
す。

次に、平成23年度から平成26年度までの「訓子府町定員管理計画」では、計画的採
用を進めることとしていましたが、平成27年度6人、平成29年度8人の採用はこれか
らの適正職員数を見据えての採用かとお尋ねについてでございます。

平成27年度採用の6名については、子ども・子育て対策の充実に向けた保育教諭確保
のために4名、退職者の補充で2名の合わせて6名を、本年度採用の8名については、う
ち1名は消防職員でございますので、町の定員管理上で言えば7名となりますが、水道技
術職員の育成に向けて2名、平成27年度末で退職の保健師と一般事務職の補充に2名、
本年3月末退職者補充分で2名、さらに今後4年間で退職者数が11名見込まれ、それら
の事態に今から備えるために1名、合わせて7名を採用したものでございます。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますよ
うお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今お答えいただきました。個々に対してのお答えいただいたので
すけれども、ここにきます背景といいますか、先ほどご回答の中にもありました平成18
年の年、15年ぐらいからと思うんですけれども、いろいろな背景のもとに職員の定数等
の縮減といいますか、抑えというかたちで、財政的なものも含めて改善に向かっていった
という動きであったかというふうに思いますので、一応ちょっとその分だけ確認したいと
思いますので、ちょっとお付き合いいただきたく思います。

基本的には平成15年ごろでしたかね、地方公務員の給与水準が地域の民間企業の給与
水準に対し比較して高すぎる。これは経済政策顧問会議等で発せられた言葉と思ってお
りますけれども、これで国と地方公務員定数について、縮減目標を示すというかたちで決め
られ、また実際、地方に対しても総人件費改革の基盤方針を作るように。先ほど町長も
おっしゃっていましたように、地方分権とかそういうものと合わせまして地方交付税なん
かを抑えるよとか、いろいろなそういうものも含めて、そういうふうに抑制を押しつけら
れたといったら表現悪いですが、そのような体制の中で今の状況がきているという

この確認で間違いはないかどうか、そしてそういうことで動いてきたのかということを確認したいと思います。そこら辺について。また私自身はこれに対して職員の給与等含め、給与金額等に含めても、先ほどラスパイレス指数でお答えいただきましたけれども、労使自治のもとで本来であれば条例で定めて決めると。自立の分権ですのでね、地方分権なんか認めているので、自立したかたちで原則的には本来であれば決めていく。だからそういうものから考えるとちょっと逸脱するのではないかなというふうには個人的には思うんですけども、実際こういう労働条件等の労使が自決するということが自体もちょっと現状には難しいといえますか、こう逸脱した、逸脱したというよりも現状にはちょっと難しいものになってきているのではないかなと思いますけれども、そこら辺、経緯とそれから今のそういうラスパイレス指数等でみられるように給与水準ですとかの決め方に対して、ちょっと現状、経過とそれを教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいまご質問にございましたように平成15年といいますか、そのころからですね、交付税の方も減りまして、いわゆる町の一般財源というのが、もう段々自由に裁量に使えるお金が減ってきたというようなこともあります。そんなこともありまして、また先ほど回答の中でも申し上げましたけれども、合併論議なんかもありまして、このまま当時の計画に基づいて職員を採用していったいいものかどうかという部分もありましたので、その点も含めて抑制を進めていたということでご理解いただければと思います。

それから民間に対して公務員の給料が高すぎるというようなこともありましたので、これにつきましては地域給与というのが平成18年度から導入されまして、都市部では地域手当というものが支給されるようになりまして、地方はその率が下げられると、下がっていると。今、都市部で、首都圏でいいますと20%上乘せになりますけれども、一番低いところで3%ぐらいというようなことで、地方と首都圏とのそういう高低差もつけて給与の水準を民間とほぼ同じような水準にするというような取り組みも進められております。

それからラスパイレス指数の関係ではですね、うちの給与につきましては、これまでもご説明していただきましたけれども、国家公務員の給与体系、給与制度に準じてですね、制度化しておりまして、またこれを独自で決めるとか、そういうことになりますとまたこれ非常に大変なものでありますし、ほとんどの自治体では国の給与制度に準じたかたちでのですね制度を給与体系を導入しているというふうに私どもは認識しています。ラスパイレス指数につきましては、また先ほども申し上げましたけれども、例えば役職にですね、つく時期が早いとか遅いとか、そういったことも影響しますし、また年齢の幅がありますのでね、国の方が若い年代に集中している場合については、それに単純に各自治体の区分の中の平均給与を乗じて、そして比較するというようなことになりますので、その点で指数が変動するというご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） それで、今お答えいただきました中で給与水準というかたちでラスパイレス指数、これについてなんですけれども、ラスパイレス指数、確かに国家公務員との比較、100として、表の中の一ですか、それを100として、それを要は単純な平均ではなくして加算しながらするという指数だということで、基本は100いかなければ、

先ほど言った地方交付税等、もしくは今回、まち・ひと・しごとなんかで特別交付だとか、そこら辺の影響は出ないというようなふうには解釈しております。ですが、ラスパイレス指数の見方に関しては類似団体平均等の比較、ならびにここの場合は道内ですか町村比較、それとか、これだけではないですよ、当然人口1千人当たりだとか、人間に関しては、職員に関してはなんですけれども、そういう比較をして、ある意味で適正化というものに対しては検証するべきではないかなというふうに指数の提示とともに行われていると思います。それでこのラスパイレス指数に対しては、実は昨年、視察行かせていただきました長野県飯綱町、ここで、飯綱町自体が先ほど来、平成大合併というお話もありましたとおり合併により、正直職員も両方抱えるという状況もあったと思います。それで政策サポーターって向こうではやって、そういうものを議会の中に設けてですね、町長に提言を行政改革の推進のために提言をするというサポーター制度を作って、その中で提言している中に行政改革の重点の一つとしては、人件費の削減といううたい方をして、このラスパイレス指数に大きく数値的なものを含めて考えているようなんです。そのときに先ほど99前後でご回答いただきました。飯綱町は平成20年、ちょうど改革のために必要だといわれたときのラスパイレス指数は97.1、その時点では訓子府は96まで下がっていたはずです。これは全ての行政改革のあのとき、行革のときだと思います。現状においてどうなっているかという飯綱町はそれを進めるという中で95.5ですね1年前、今先ほどご回答いただきましたけれども、訓子府町は27年の数値で98.9という数値、これ端的にここだけかと思うと訓子府、管内含めても高い指数でずっときているんですね、平均の中でみますと、平均の取り方もちょっとおかしいんです。その当時、置戸なんかはもう27年に103.6といまだに高いと、今、改善していますけれども、そういう意味からいくと、訓子府は類似的な近似的なところとある程度比較して考えるべきではないかといわれている指数に対して高い数値を維持しているのではないかと私は思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 人件費も私ども、これも重要な行政経費というふうに私ども押さえております。その中でただいま申し上げました長野県飯綱町ですか、そのところでは独自に行革の中でラスパイレス指数が95.5になるような何か取り組み、どんな具体的に取り組んでいるのかというのは承知していませんけれども、そういった取り組みをされているということでございます。本町につきましても平成20年ですか、20年の年から22年まで、当時ラスパイレス指数も100を超えそうな時期もありましたので、独自に本俸の4%カットそれから23年4月から26年12月までですね、2%のカットというようなことで独自の削減策には取り組んだ経過がございます。それぞれ、そうしたですね、取り組みというのは、どこの自治体もやられているのかなというふうに思います。それはそれぞれ独自の自治体での取り組みというのはいろいろあると思いますので、行政の進め方、自体の考え方も違いますし、そういったことでそういう取り組みがされているのかなというふうにお聞きしました。それから類似団体との比較の関係で今お話ありましたけれども、確かに類似団体と比較しますと本町の方が高い状況となっております。ただ平成18年当時、類似団体でですね、93.1まで下がっているんですね、それが現在96.1と。先ほど回答の中でも申し上げましたけれども、全国的にですね、職員の抑制策

とか給与水準を下げるだとか、そういった人件費の抑制策、そういったことには取り組んできたというようなこともあって平成18年当時は全国的に下がった、類似団体の指数がこれ非常に下がっているのかなというふうに推測されます。ただ一方で、今、徐々に地方財政の方がその後回復基調にあったというようなこともありましたので、現在18年と比べますと3ポイントほど類似団体でも上昇しているということになっております。一方、本町の場合で申し上げますと、平成18年で98.9、最新の平成28年4月1日時点でのラスパイレス指数で申し上げますと98.8ということではほぼ同率というような状況になっております。それから管内的にですね、申し上げますと、管内でもそれぞれ職員構成も違いますし、また過去にですね、どういった給与制度をとっていたかというものも、制度によっても同一年齢でも給与に差が出ている場合があるというようなことで、それについてはそれぞれ差が出るというのは、これ致し方ないのかなというように理解しております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 回答いただいても、数値的なもので皆さまにもちょっとお伝えするのも非常に困惑しております。今、確かに類似団体平均、昨年度、類似団体96.1、当町は98.8、2.7ポイントの差ですけれども、先ほど言われたように全てのところが努力し、いろいろな改革をしています。でも私もちょっとみてきた数値の中で、この差って埋まらないものこうきていますね、ずっと10年近く、その差がそのまま推移しているということも含めて、ただこれ私も思います。必ずしも給料って、その自治体、自治体、全てにおいて、当然、仕事の内容であったり、いろいろなものの差もあり、人、数、いろいろなもの問題があり、必ずしも一律にいかない。先ほど言われた給与体系って問題もある。だからそれはそんなに一概にはいかない。ただ私たちからみたときに、私たち、つまり行政やられている方じゃなくて、からみていったときに、当町、今ある意味で人口減含めていろいろ厳しいといわれている。厳しい、これから先に対して予測的に厳しくなるだろうと。当然地方交付税も減額になる、自主財源確保も厳しくなるだろうという中において、ちょっとこれもう一つ確認させていただきたいんですけども、平成18年から取り組まれてきましたけれども、人件費は、要は財政危機、つまり押し付け、行政の、国の押し付けもありましたけれども、人件費は地方財政計画ベースでも決算ベースでも全体的には縮小傾向に今あると思います。その中において、総人件費の削減というのは地方交付税の縮小に伴う財政危機を解消するため、それでまず投資的な経費の削減による歳出削減、つまり大型投資ですとか、そういうことも含めまして、それを回避することで各自治体はやってきたと思います。それで片方経常経費の最大の費目であります人件費の削減によって行財政改革によって、それを克服していこうという自治体の努力だったというふうに私はっております。それに後押ししたのが地方財政計画や人事院勧告等の後押しがあったために、ああいうかたちになってきたのではないかなと思っております。ですけれども、直近のといえますか、いろいろ議会等も含めてスポーツセンター、あれなんかに対して、先の財政状況に対する非常に町民も不安に思っていますよという部分がいわれているというか、いつてきていると。そういうふうに感じている。その中において、先ほど一番最後で質問させていただきました。ここ2年、3年の間にそういう計画で進めてきたものが数

値的な採用ですけれども6名であり8名でありというふうに変ったのはひずみはわかっています。そういうのでおかしくなってきたバランスが狂ってきたのは十分周知の上で聞くんですけれども、そういう採用してきたということに対して、これからのうちの町の財政的な計画と相まって、そういうことをしてこられたのかということをお尋ね、先ほどはしたつもりだったんですけれども、その点に対してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、今後の財政的な部分と、ちょっと職員採用の部分でどう捉えているかというか、投資も含めてというところでご質問をいただきました。基本的に職員採用の部分はちょっと置きまして、現状でいきますと、その時々々の職員数を当然各年代ごとに給与上がっていきますので、5年間ベースの部分でいくと、上がった部分と退職される方と採用される方ということを想定して組んではきておきまして、そういう意味では、お示しした部分というのは、あくまで投資、例えばスポーツセンターでいえば、スポーツセンターを投資して基金がいくらつぎ込んで、借金をいくら入れて、どのぐらいの投資額だということと貯金と借金の比較と各年度における公債費というかですね、借金の返済額の推移をお示して、例えば5年後はまだ基金が30億円残ってます、借金は五十何億円に増えます等の部分をご説明してきている部分でございまして、非常にですね、堤議員言っているところの交付税が減ってきているというのは、確かに人口減少で今回5,100人になりましたので、当然5,435から300何人減っていますので、その部分にかかる部分の交付税というのは当然減ってきていますので、そういう意味では、どんどん人口が減っていくのが続いていけば交付税自体もどんどん減っていくというのは確かなことでありまして、当然税収についても要するに税を生む年代層が、俗に言う生産年齢人口の減少もありますので減ってきているというのは確かで、ただ人口が減ると経費的な部分も減ってきているということもございまして、ちょっと職員採用の部分というのは、ちょっとこうその時々々の部分もあったりですね、町長から回答したとおりいろいろな部分でございまして、今後の財政状況でいくと現状の職員数的な部分を維持しながら回答にあったとおり、あと4年ぐらいで11名退職になるということも含めて、その中である程度緩和というんですかね、バランスを見ながらやっていくというのが実態ではないかというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 私、聞きたかったのは、公務員含めて、含めてというより、ある意味で採用と同時にその方がある意味でその仕事自体保障される、逆の言い方すると民間とは違い、リストラとかそういうかたちは非常に厳しい、そういうかたちの調整はできないということも含めると、ある程度の計画性を持ちながら、今言った部分の、課長今お答えいただきましたが、そういう部分を含めた上で計画としてなされた上でしていたのですかということを確認したかったということで、今お答えいただいて、そういう部分が出入り等ありますよということを確認させていただきたかっただけなんです。だけなんです、実はそれでなぜ引っ掛かって、こうやってお聞きさせていただくかということ、先ほど古くから平成15年ぐらいから始めていた、国なんかの圧力等もあって、こういうかたちで自治体等の方も人数の縮減というかたちを宿命付けさせられてきたような状況が、最終的には平成22年でしたか、23年策定ということになりますけど、訓子府町定員管理適正化

計画というかたちで定められていると思います。それ以前にありましたものから含めると本来は平成22年までで目標職員数を95名にしていこうという計画を持ち、平成22年には教育長含んだ状態で94人で達成したという成果を得ております。それでいながらさらに平成23年から平成26年度までという計画において、先ほどいった定員管理適正化計画というかたちで定められまして、平成27年4月1日まで目標として職員数92名、これは教育長を含むと。目標計画ですから、これ当然、6次総計と同じように、その状況いろいろなもの当然変わっていくのは重々わかります。ですが、この先ほど言った19年度から22年度に目標達成しました。じゃ23年からはこうしようという決めていた基本計画が27年までに92名と明記しておりながら、27年時点では職員数95名という現実あります。そしてそれに対して先ほど財政状況もいろいろ変わりましたよというような話もありましたが、職員定数に関しては、その後、これを検討された経過とか、今後将来的にというのを経過を、ちょっと私が聞いていないだけなのかもしれないですけど、立てられたというふうには聞いておりません。その義務があるものではないことも十分承知はしているんですけども、ですけども、やはり先ほどいったことの内容とすれば、やはりこれは町民だって知ってしかるべきものではないかなと。こういうふうにして、これからの財政していくよというふうな中で、実際95名、92名目標、ここで計画終わりますから、92名とうたっていたものが95名の結果になりました。ですが29年、本年度99名と。確かに何人かの問題です。ですけども、これから、先ほど言いましたように厳しい状況の中で投資的なものとかだけでなく、やはりこの職員数などに対してやはり厳しい目で見られてくるのではないかなと私思いますので、そこら辺はそういう、それで計画はちゃんとあるんですかという聞き方をしたんです。あつたんですかと。で、課長の方から回答いただきました。いろいろこういうのがあり、そういう凸凹もあり補充と。ただ現職員数を維持するという答え方、それはある意味、逆にいうと、いろいろな行政方向を示すのと合わせて、私たちにもお示し、本来であればするのが適切ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、ご質問にもございましたけれども、定員管理計画、23年に立てたものです、平成27年の目標年度で92名のところ95名という、結果的にはそういうふうになったということがございますけれども、平成28年にはこども園のオープンも予定しておりましたので、そういったことも、そういった事情等もありまして、人数的には若干計画どおりにはいかなかったという部分もございます。平成29年、今年ですね、今年の4月1日現在で99名ということで、これについて、計画的な採用となっているのかということがございましたけれども、私ども今、人事評価なんかを導入しております、その中でいろいろ目標等も立てながら、組織目標等も立てながら進めているところでございますけれども、今年そうした今後5年程度ですね、採用の今後の退職者等も見込みまして採用、学歴別、それから今後の年齢等の職員の年齢構成等も配慮した中でですね、また職種的にも一般事務、それから技師等も、そうした方も段々年齢重ねていきますので、それらも含めて、そういったことも考慮しながらですね、採用計画について、ちょっと策定しようかなというようなことで考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 策定しようかなということで、では26年で目標、先ほどいった計画は一応終了しています。ですから29年までは、ちょっと先ほど計画的にというような一部お答えをいただいたと思いますけれども、ちょっとそうじゃなかったように聞こえたんですけれどもね、そこら辺含めてやはり私自身というよりも町民も含めてです。厳しいこれから財政状況になるだろうというかたちで、これを本来であれば人件費であったり職員数でなくて、いろいろなかたち、できれば一番いいです。それこそ自主財源を確保できる方法であったり、いろいろな仕事ですとか工場、いろいろなものを誘致、いろいろな方法はあると思いますけれども、それが非常に厳しいというので、私もわかります。難しいんですけど、でもそういう中でもやはり本来したくない仕事の量も増えているし、職員はある程度必要でないかなとは思いますが、最後やはりその厳しい状況が続いていくときに、しわ寄せではないですけども、批判の目が当たるのは職員数であったり、先ほどラスパイレスではないですけども給与と、人件費という部分は再度いわれることになるのではないかと。じゃないかなというふうに私は思いますし、現実、過去においてもそうであったと。ですので、そこら辺はやはり先ほどちょっと回答あれでしたけれども、計画は26年に確かに終わっています。目標の、じゃ続けてこの状況多少変わったなら変わったなりに、こういうので何年までにこうしていきましようというのは、その時点で見据えて計画するべきではないかなと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今年4月1日で99名ということで、この数字が多いか少ないかというのは簡単に判断できないかと思えます。これまで平成27年の目標で92名としておりましたけれども、その数字自体、その数字につきましては、平成20年度に樹立しました財政健全化戦略プラン、それとリンクさせたかたちでの目標になっているかと思えます。実際のところですね、現在業務量ですとか、それから質、複雑さ、そういったことも考慮しますとですね、果たしてこの92名というのが、このまま目標として継続すべきかどうかというのもちょっと実際のところ疑問に感じているところでございます。先ほども類似団体のことをおっしゃっていましたが、類似団体で申し上げますと全国で109団体ほど本町と類似した団体というのがありますけれども、その中でいいますと、職員数の順位で申し上げますと64位、ほぼ中位以下と。平均で申し上げますと106.6人ですから、今、本町につきましては、これは普通会計の人員ということで、それでいいますと99名ではなくて、大体80人台の数字になってしまいます。うちの人数で申し上げますと。ということになっております。ですから単純に類似団体とですね比較して職員数を決めるとか、給与の部分の何かの制度改革をしなければならぬかということではちょっと単純にはいかないのかなというふうに考えております。それからですね、これまでの定員ですね、数の推移で申し上げますと、平成26年、5年前で申し上げますと24年ですか、一般行政部門で、部門別で申し上げますと、平成24年で64名、それから教育が19名、それから公営企業等で11名、これは水道会計、水道ですとか下水とか、そういったところですね。平成24年度で94名おりました。平成29年度で申し上げますと一般行政63名ということで1名ほど逆に減っているという状況になっています。教育の方では19名から24名に5名ほど増えています、これにつきましてはこども園のオ

オープンに伴いまして、また子ども未来課をですね、あちらに子ども関係の福祉部門も含めてですね、集中的に配置していますので、そういったことで人数が増えているというような状況になっています。公営企業等では11名が12名ということで1名ほど増えていますが、この中には医療給付関係といいますか、国保ですとか、そういった後期高齢とか、そういう医療関係の部分がありますので、そういった部分でそれらの事務が非常に今増えていますので、そういった部分で1名増えているというようなことで、トータルで99名というような状況になっております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 人の生活もかかり、いろいろな部分も含めての人数ですね、ちょっとの非常に考えちゃうところも正直あるんですけども、この職員の定数に関しては町の方で条例を昭和ですけども、昭和30年ですよ、制定されて、改定されながらずっときております。最高上位人数として121名でしたか、という表記になっていると思います。その中で部門ごとにわけてはあります。町長を補助する者何名と、その他に補足しながら議会は兼務できるいろいろな条項を書き足しながら、今、現状きていると思います。それで先ほど町民がという話をしましたときに、私どもで町の職員ってどうなっているのかなと見るってこの機構図なんですよ、ぐらいいが関の山なんですよ。そしたら、ああすごいね、先ほど言われたように、こども園開園しました。ああ増えたね。臨時職員、数えていったら30何名、臨時職員はこれ数が入ってない、それはいいです。先ほど言われた中で教育が24名でしたか回答いただきました。教育関係として、それでなぜ条例の話を出すと、町の条例で決めているくくりと、機構図の照らし合わせようとすると、情勢やいろいろな業務区分を分けているものがわからないものにとっては理解ができません。それでいながら先ほど言いましたようにこども園開園に合わせて機構図の方、それから総務省の方に出している方はいろいろな区分ありますよね、ですから私もちょっと難しくってわからなかったんですけども、あれがえっなんでこれが一般会計なのか、えっなんでこれが企業会計のかなとわからないような職員の人数振り分けあったんですけども、それでいくと、それでもぎりぎりになっていっているんですよ、その数値的に、ぎりぎりといういい方は部門ですよ、そのように一般行政の方はこう下がってきています。教育の方は微増していっています。そして仕事の量が多いんでしょうね、臨時職員だけみていくとすごいですね、こども園、そういうの含めての雇用数というのはものすごく増えてきている。これ先ほどから言いました、言いましたでなくて、私疑問に思っているのは、そういうかたちでこども園というもの、つくるのはわかっていたわけですよ、そしてそこに人が、そのときにお金だけの話をしていましたけど、今度やっていく、維持していく、それとまあそれだけでなく、いろいろな子どもに対する福祉、いろいろな教育の問題はあったのかもしれない。増やさざるを得ない。わかります。だがその建設する段階でも、それも当然の話として持つべきでなかったのか。そうなるよと。つまり町職員の仕事の量が非常に膨大化、こども園だけでないです。いろいろな部分で膨大化してきている現状、私たちが見ても大変だなと思うぐらいに増えてきていると思います。それでいながら、その時点でそれを予見する、予見しながら計画、ですから先ほどからくどいですが、27年ですか、目標で92人が95人になりました。その後、なぜそれに対する計画なり、

条例が難しければ条例を変えるなりしてこなかったのか。そしてくどく言いますけれども、なぜ27年、26年で27年まで計画というかたちできていて、確かに状況的には経済情勢よくなっているかもしれませんが、その大型投資を含めて、いろいろな職員の対応がもう限界にきているということを承知の上で、これを増やしていかざるを得ないという中で計画的な管理計画を打ち出さないでこう進めていくのかということが、これ今日お聞きしたかった最大の部分です。行政的にそれこそ付け加えるならば、こども園確かにそのものは必要です。くどく言いますけれども、私はもう議決した事件ですからということと言われましたのであれですけれども、そこまでの規模にすることがあったのかなど、がそれが2問目の疑問だったんです。それに対してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 全体的にお話しを聞いていて2本、一つはですね、ラスパイレスの問題です。財政的な問題。これはですね、国は先ほど冒頭申し上げましたように、ラスパイレス自身の妥当性については疑義はたくさんあります。国家公務員の状況とわれわれと当てはめて単純に割り返して100というのがいかどうかという議論はありますけれども、少なからず全国的な状況からいくと、この100というのは一つの基準値だろうと。ですから、これに可能な限り近づけていこうという努力をわれわれはしていかなければならないということやってきた。例えば夕張でいくと80.8ですよ、80.8、どんどんやめていった職員、そして今一番高いところで110ぐらいいってるのではないかと思うんですけれども、これはそのときの財政状況や今後のまちづくりの推進の中でより適切な中で決めていかなければならないということだと思います。がんじがらめではなくて。だから私は歴代の町長によく言われましたけれども、今までで給料4%下げたのはお前だけだというふうに言われました。しかし国家公務員だけではなくて、地方公務員も決められた給料が絶対それが権利だというだけでは主張は町民は納得できないという中で私は4%、さらにまた職員の自発的な状況の中で2%の削減をしながら、ラスパイレスの問題でいくと、そういう努力をしながらやってきているということでもあります。ですから全道の170市町村の状況をみてもばらつきが大変多い。管内的にいくと、近隣町村でいくと98.何%は若干高いですけれども、少なからず95から100までの間に網走管内はいます。留萌なんかいくとそんなことにはならない。だからその地域やその自治体の状況によって適切に町長や議会が判断して決めていくというのが当然のことだと思いますので、しかし27年度92名で28年度95名になりましたと。今年98名になりましたと。これは当初の予定のうちの町で少なからず条例を変えないで今まできているというのは、少なからず本町規模の職員数からいくと121というのは妥当な数字だと。一時ですね、電算がどんどん進んでいます。うちの見たらわかるようにほとんど電算です。普通はコンピュータが入ると人員削減につながるのではないかというけど、そうはどっこいそうはいかない。現実的にはむしろコンピュータになることによって人員は非常に配置していかなければならないという問題が出てきますから、ですからある意味ではわれわれは92というものを置きながらも121の中でかなり無理があります。ですから92が妥当かどうかということにはもう1回精査しなければならぬという今状況だと思います。95名が認定こども園ができたときに増やしたのは計画性がないからだと、そういうことですね。それは違う。当時の議会も含めてお話しをさせていただきましたけれども、うちの臨

時保育士が非常に比率高い。同じ仕事をやっても正職員と待遇的に落ちると。できるだけ正職員化しようということで、4名から6名、試験をやって増やしたという経緯があります。だから教育職員というのは非常に多くなってきているというのは事実です。じゃそれで今足りているかといったら足りませんまだまだ。補助員や支援員が本来は正職員にしなければならない状況というのはたくさんあります。しかしこれが92が100を超して110になっていいかどうかと。財源的な問題も含めてですね、全国の自治体が半分以上が時間的な給料を抑えながら臨時職員でお願いをしているという状況でありますから、今、保育士集まらないという問題が出てきています。そうこう考えていくと、今のいろいろな状況の中で適切に配置していく。今年99名というのは実質7名だと。これも先ほど冒頭で説明したとおりでありますから、やはり人事配置と財政的なバランスというのは非常にその時々状況を見ながら、かなり流動的にならざるを得ないというのが私は現実だというふうに思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

あと7分です。

○4番（堤三樹磨君） 難しいのも十分わかりますし、ご回答いただいた部分である意味でもっともだと思えます。ですが、ちょっとここで奈良女子大学名誉教授の藤井さんの見解の中で、基本的なポイントとして、なぜこのまま人件費等が地方公共団体において問題視されるかということ、公務員の世界で給与の原資が税金だという意識が希薄ではないかと。主人公であるべき町民、本来の町民が現実の政治では行政サービスの受け手にしかなくなってない。情報公開の遅れ自体が町民参加を形式化し、形式化状態が放置されればなしだと。当然労使関係においては本来であれば先ほど私も言いましたけれども、私は言うように仕事の内容いろいろなものに対して、うちが決して高いとか、そんなつもりで言っているつもりはないです。ただ状況を含めて、これからこの町を維持し、そういう進めるためにはということで、これもやまないことではないのかなということでお話をさせてもらっている。それで一番言いたいのは、先ほども言いました、先ほどちょっと反問でないですけども、町長がおっしゃって、こうではないのかということでお聞きになりましたけれども、そのとおりで私は決してそれがというよりも、いろいろな部分において、町民も知るべき、こういうふうになりますよと、そういうのは希薄だから、どうしても、先ほど少なくとも計画的にこういう人員配置なり仕事の量、これも含めて、こう必要だから、じゃこれだけ増やしますという状況がある意味で知らせるべきではないかなと。それが本来であれば、何年か含めての計画というものを明確に打ち出してやっているんだということで解消できる。ですからくどいけど先ほどから何年どうですかという質問をさせていただく。していないで情勢は確かに変わってきていますので若干余裕もあるのかもしれないですけども、こども園が、そのときにもう人手が足りなくなってくるのわかっているんですよ。だからそういうものに対する周知なり理解を得る方法がなかったのかというかたちで、くどく先ほどから聞かせてもらっています。ですので先ほど課長の方でおっしゃったのは、これからそういう計画、29年ですか、から実際取りかかってというふうに作っていくというのがされるということをお聞きしましたけれども、こういうような工夫をしないとある意味で先ほど過去繰り返してきたように町民の目線からいくと人件費高いんでないか、仕事の量関係なしにいわれると思います。ですからそれと合わせて、先ほどからいつているの

は、地方再建ですか、ということが当然取り組んでいかなければならない、ちょっと片寄っちゃったら変な話ですけれども、そういうこともしながら、それをするために人が必要である。でもそれを増やすということに対する理解を国が高かろうなんと言おうが、俺は俺らだというぐらいの気合いでやっても私はいいと思う、それであれば。ですのでそこに対して、こういう考えですよということをお知らせするべきではないかということだけは、ここ最大の聞きたかった部分での目的なので、そして正直言って、このまま99名、本年度採用99名この推移のままを、こう私が今問いかけることなしにいて、また来年の結果どういうふうに出るかわかりませんが、ちょっとあのとき聞いておけばよかったかなということにならなければいいなと思ってちょっと質問させていただきました。以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 冒頭の答弁でもお話しさせていただきましたように、これからこの10年の間に11名の方が退職していきます。やめてすぐ採用して、そのまま使いものになるかといったら、そんなことにはなりませんので、その点でいくとバランスの問題と採用の、その年度によっては多くとらなければならない状況もありますし、ゼロの場合もあります。最終的に目標をどこに置くかと。121が本来必要なだけけれども92の努力を27年度にさせていただいたと。これはこれからも、この92が妥当かどうかということをもう1回再考する必要があるだろうと。ご指摘のとおりと。ただわれわれの給料の妥当性かどうかの問題というのは1回か何回か議論しましたけれども、やはり人事院勧告というのは基本にしています。民間のベースとそれから公務員の給料の妥当性の問題で。それから公務員だけでいいますと、55歳を過ぎたここにいる管理職はもうほとんど昇給しません今は。退職金もかなり削減されています。それでいきますと国的な全国的なレベルの中で給料水準というのは図ってきていますので、ここはやはりご理解いただきたいということであります。それから92の目標設定が91になった、95になったということをもう1回町民に知らせていくべきではないかということについては、参考意見としてお聞きしておきます。

○議長（上原豊茂君） あと1分です。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） これくどくど人件費含めて言わせてもらいましたけれども、これ議会も同じだと私は思っています。議会も同じ、そして同じ立場に立ち、今、議会条例とかたちを含め、こういう情報の公開のあり方とか、それも今検証させてもらっています。同じようにでも参考意見とおっしゃっていただきましたけれども、やはりこれは、ある意味では町民も知る権利があるというふうに私は思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせてもらいます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、3番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。通告書に沿い、町長に質問いたします。

人口減に伴う調整執行の将来像は。

わが国における人口の減少は報道等により知られるところであります。全道各地においても人口減が進み、各市町村の行政運営にも影響を及ぼし、より一層の見直しが必要になると思われます。

本町の人口は昭和30年の1万903人がピークで昭和50年には7,733人となり、平成27年には5,100人となっています。ピークから見ると約半減したということになります。

第6次訓子府町総合計画のまちの将来像として『「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くねっぷ』が示されました。今後においても全ての町民が各種行政サービスを受けていきますが、全てにおいて「行政におんぶにだっこ」というわけにはいかない時代にきていると感じます。

そうした中で町と町民がさらに一体となった次世代へのまちづくりを進めるべきと考え、次の点についての考え方を伺います。

一つ、行政サービスに関して、町民ができることは町民がやる意識づくりを今から考えるべきではないか。

二つ、道路（砂利道）、側溝、排水路などの軽微な修繕に町が資材を提供し、住民による修繕という手法の考え方はないか。

三つ、鳥獣被害において、町民から出動依頼があっても人的要員や時間的な問題、コスト面など町にも限界があると思います。資材を提供し、町民の協力を得てはいかがでしょうか。

四つ、認知症への理解を深めてもらうイベント、「RUN伴（ランとも）訓子府」が実施されていますが、こういった町民組織によるイベントへの支援提供の考えはないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「人口減に伴う町政執行の将来像について」4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「行政サービスに関して、町民ができることは町民がやる意識づくりを今から考えるべきではないか」とのお尋ねがございました。

本町は60年間で人口が半減していますが、その時々々の社会、経済情勢の変化に対応しながら、活力ある地域づくりや住み良い環境づくりのため、さまざまな課題解決に向けた自治体運営に取り組んできました。

2000年の地方分権一括法施行により、国と地方は対等の関係となり多くの機関委任事務が廃止され、各自治体が自己決定、自己責任で行政運営が可能となりました。

そういった中、地域が直面する多種多様な課題や行政の限界からは住民が主導し、行政

はそれを支援して共に取り組んでいくような住民主体の公共的サービスの提供や主権者である住民自らが地域の問題、課題の解決に立ち上がる住民自治が重要となっています。

一方では、過去に例のない高齢化率が36%を超える超高齢社会となり、地域の担い手不足も深刻な状況にあります。

本年の第1回定例町議会で議員の皆さまから地域での共助などのご意見もいただいておりますので、「町民ができることは町民がやる意識づけ」も含め、住民と共に歩むまちづくりに取り組んでまいりますのでご理解をお願いします。

次に、2点目の「道路、側溝、排水路などの軽微な修繕に町が資材を提供し、住民による修繕という手法の考え」についてのお尋ねがございました。

道路等の修繕については、実践会地区を中心に毎年数多くの要望を受けており、時間的制約や予算の制約の中での対応となることから、町としては重要性や緊急度を踏まえ、順次選択して修繕工事を行っております。

ただいま、議員から提案いただきました住民による修繕手法につきましては、従来からも実践会からの要請により、例えば、町から取付道路の横断管や大型土のう袋または製作した大型土のうを提供し、地域で設置作業を実施するなど、一部ではありますが、町と地域が連携した補修を進めてきたところです。

大きな修繕については事故の懸念もあり難しいと思いますが、ご指摘の軽微な修繕については、個人ごとの対応はできませんが、ここ1～2年で保全会事業が軌道に乗ってきたこともあり、地域と連携し、協働作業をさらに推進していく考えですのでご理解をお願いします。

次に、3点目の「鳥獣被害対策において、資材を提供し、町民の協力を得ては」とのお尋ねがございました。

現在、鳥獣被害対策に関しましては、町、きたみらい農協、森林組合、猟友会、くくりわなの会で組織する訓子府町鳥獣被害防止対策協議会が国、道からの補助金、町、農協からの負担金を基に有害鳥獣駆除事業を実施しております。

協議会においては、猟友会員の出勤、捕獲に対する費用助成と新規狩猟免許取得者に対する助成を、くくりわなに關しては、くくりわな資格取得者に対し、くくりわなを無償で貸出し駆除をお願いしているほか、狩猟免許と同じく新規にわな猟免許取得者に対し助成をしております。

キツネなどを捕獲する箱わなについても、町民からの要請により貸し出しや職員が出向き設置するなど直接駆除を実施してきているところです。

今後におきましても、狩猟者を増やすため、狩猟免許およびわな猟免許取得に対する助成やくくりわな、箱わなを必要数量購入し貸出しを行うなど、継続して町民の協力を得ながら有害鳥獣駆除を実施してまいります。

次に、4点目の「認知症への理解を深めるイベント『RUN伴^{とも}訓子府』を実施する町民組織によるイベントへの支援提供の考え」についてのお尋ねがございました。

本町では昨年より町民組織による「RUN伴」が開催されています。本年も7月8日土曜日に開催されるとお聞きしています。

「RUN伴」は、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症の人もそうでない人も、みんなで「たすき」をつないで日本を縦断するプロジェクトであり、距離は短いですが、本町でもたくさんの方たちが実行委員となって取り組むことを大変う

れしく思っております。私も去年はエントリーさせてもらい、認知症の人とイベントに参加させていただきました。

このイベントに対し、町としましては、実行委員会から依頼を受け、教育委員会とともに後援し、広報記事への掲載や広報折込み、前日・当日の広報車の派遣や当日会場である公民館駐車場の利用や音響器具の貸し出しなどの対応をしております。

今後におきましても担当部署の職員とともにできるだけ応援していきたいと考えております。

今後もこのような地域づくりに主体的に取り組む町民組織のイベントなどにつきましては、町としましても支援してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ただいま、町長からお答えがございました。町長のお答えで私も大体の満足する答えがいただけたというふうに感じておりますが、非常にこの今回の4点の質問は、毎日、日々起きる事柄に対する毎日の出来事だということで、1日でも早いやはり対応が必要かなというふうに思いますので、もう1点か2点ずつ聞いていきたいというふうに思います。

まず、行政サービスに関して、町民ができることに関してなんですが、サービスの町、福祉サービス充実の町、教育充実の町、町民の熱望するところだと思います。本町はそれに向かって、やはりそういう福祉に関しては非常になんでもやってくれている。町民側からみても非常にそういう声が大きな町だというふうに思います。近隣の町村からみても、やはり北見市民、それから留辺蘂、置戸からみても、やはり訓子府は全ての面において、やはり充実していますねという声が聞かれます。私もそう思います。ただ、やはり何でもかんでもやってほしい、これもやってほしいということでも、今日の一般質問の中にも何点かありましたけれども、人口が減っていく、さらに職員数も減っていく、対応にはやはり限度が出てくる。やはりこうなってくると町民を巻き込んだ、やはり行政を町民共々やはり考えていく時代がもう来るのではないか。もう目の前に来ているのではないかというふうに私も思うわけです。それでやはり町民自分たちでできることはやってもらって、できない大がかりな、まず個人や各部落では到底無理だなということに関しては、やはり行政にやってもらおうというような考えを私はするわけですが、そこら辺の考え方を一つ聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、ご回答した部分に対する再質問いただきました。基本的には議員おっしゃる部分で、後段の部分でいきますと、何て言うんですかね、自助・共助・公助の精神というんですかね、自分でできることは自分で、自分でできないことは、今でいう部落というか実践会の中というか地域の中でやって、そこでなおかつできないことは公助というか行政が支援をしていくような部分というのが理想のかたちというかですね、そういった意味では、現在、まちづくり推進会議とかですね、そういった部分で新たな部分で町民の参画と責務というんですかね、そういった部分も含めた検討を今しているところでございますので、ただ実際現場としてはもう既にそういうのは進んで

いるという、2番目、3番目の回答の中でも言われていますけれども、徐々にではあるが進んでいるということでございますので、議員が言われる理想のかたちに向かって、町長の答弁の最後にもありますけども、住民と共に歩むまちづくりに取り組んでいくというような姿勢で進んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 今、自助・公助・共助の話も出ましたが、この話、やはり私も20年、今から20年、30年ほど前に青年の頃、九州への青年の研修で行きまして、あの頃は一村一品運動って非常に走りの時代でした。ある町へ行きましたところ、ちょうど町長選、選挙をやっている時期でありまして、片方は現職の町長、片方は新人の方が出て、新人の人が盛んに言っているのは、私は町長になっても何もしませんと。何もしないってずっと言っているんですね、その人がね。何もしない人がなんで町長選に出たのかなと。余計なことはしません。で、自分たちでできることは自分たちでやってくれと。行政にしかできないことがあるはずだと。それはお金をかけてやりますと。その代り余計なことは何もしませんという人が当選したんです。で、なぜその町でその人を選んだのかというと、その人の演説もちょこっと聞かせてもらったんですが、それまでは道路に犬が死んでいる、役場にすぐ電話して片づけてくれと。それから雨が降って水たまりができて通れない、これなんとかしてくれ。で、その新人いわく、それは自分たちでできるでしょうと。水こぎって側に流すくらい自分たちでできるでしょう。犬が死んでいたら、どこかへ持って行って埋めることできるでしょう。そういうものに高い給料を払っている公務員をなんで使うんだと。そういうところから財政をきちんと建て直しますよという人が当選したんですね。で、その話と現在の訓子府とは全然話が違いますが、やはり職員が減ってきて限られた中で行政を運営していく中では、やはり先ほど言った自助・公助・共助、これが本当に欠かせない問題ではないかというふうに思います。だから、やはり行政だけが絵にかくのではなくて、これをやはり何らかのかたちで町民に知らせなければならないだろうというふうに私は思います。徐々に知らせていかないと、一気に行ってしまうと、おどろしたんだ訓子府ということになりかねませんので、ただ、誰もがこれをやれるわけではないと思うんです。お年寄り、体の弱い方、病気の方、どうしても行政の助けを必要とする方はなかなかできないと思います。そういう人たちはやはり行政が手厚く、やはり面倒見るべきだというふうに私は思いますが、この周知の仕方、町でどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） この問題については、もう前回の一般質問でもいろいろな方から出ていますし、今回もそのようなかたちで出ていると思います。原則的には、やはり難しいところは行政がやると。大事なところ、町民がやれるところで感動を生むようなところについては、やはり町民自ら汗をかくということ、これがやはりある意味での住民自治を基本とした団体自治ではないのかというのは、私はそのとおりでというふうに思いますが、なかなか難しい問題があります。それをいつの時点で具体的に提案するか、例えば実践会長会議なんかでは、もう各実践会から出てくる項目というのはあまた多い。自分の畑から出ている水も含めて町でやってくれとかというようなことも含めてですね、やはり多いというのも現実的ですから、やはりこれらについてはやはり精査しながら、行政

でやれることと、やらなければいけないこととそうでないことの精査をやはりこれからや
っていかねばならないだろうなというふうに、議員のご指摘のとおりだと思います。
先般、6月7日だったでしょうか、常呂川の減災対策協議会というのがあったんですよ、
これは網走開発建設部長がチーフになって、北海道、自衛隊、警察、もうあらゆる関係機
関が一堂に集まって訓子府で会議をやりました。昨年の台風災害の中でやはり訓子府川が
一番被災多かった。弥生の実践会の代表からだったと思いますけれども、とにかく訓子府
川の川の泥をあげてほしい。それから木がもう雑木がどンドン河川で生い茂っていて、流
れが変わるんだと。こういうのを切ってほしいということを私も含めて、北海道の管理部
の方に、管理の方に行ってきました。そこで発言が出たのはですね、昔は俺たちものこ持
っていったりいろいろしながらやれることやったんだと。今それがなくて全部、河川管理
者、北海道や国にお願いをしてやっているというのは、われわれもやはり考えなければい
けないと発言が出てきました。きっとですね、今回の常呂川の減災の会議もそうなんです
けれども、そのことと、もし万が一、事故が起きたときにどうするのかということで河川
管理者に責任が問われるという問題等も含めてですね、かなり現代状況の中では、本来、
自治活動の中でやっていいぞという部分と、そういうけがや対応の中で、まだ具体的に検
討していかなければならないことって私はあるような感じしていますので、原則的には議
員のおっしゃるとおりだとおもうに踏まえながらも、もうちょっと具体的にやりながら
行政がやるべきことと、その点でいく方針を打ち出す時期だなというふうに思っています。
ただ、西富からスタートした農地水の地域でできることは幾分かのお金を用意しながら、
世代を超えて河川の草刈とか砂利の整地とかということも含めて、それがあつた意味では日
本型支払制度になって、今、訓子府全体で8千万円とか9千万円の予算を国が2分の1、
北海道と町が2分の1ずつ出して、自分たちでやれることをやろうということがご存じの
とおり少しずつ定着してきているのではないかと。まだ何でも町は俺たちにやれというの
かとか、いろいろなご意見もありますけれども、これら含めてですね、さらに、これ5年
間期限付きですけども、あらためて行政がやるべきこと、それから住民の方が自らやっ
ていただくことなんかも含めて整理する時期というのは、これ日本型支払制度のいき方
によっては現実の問題として私は出てくるような感じがしていますので、もう少し時間い
ただけなら、これ具体化していかなければならないときがくると考えております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 町民への周知方法はいろいろあるかと思いますが、今から徐々
に周知の方をお願いをしたいと思えます。

次、2点目なんですけど道路、これも同じなんですけど、砂利道、側溝、排水路などの軽微
な修理が町に資材を提供してもらって、住民による修繕という手法はないかということな
んです。これに関しては非常にわれわれ農村部にいますから、舗装道路ばかりではないん
ですね、やはり農作業機が非常に大型化になりまして、われわれの背丈の倍以上の作業機
がたくさんあるという中で、ちょっとここが砂利か何か持ってきて直せば、やはりここは
通れるのにな、安全に通れるのになというところがかなり農村部に行くで見られます。そ
れはやはり実践会長が役場の方に電話をして直してくれということで連絡をするわけだ
ですが、その直って通過できるまでには、やはりひと月とかひと月半かかるかかってしま
うという中で、なんとかならないのかというのが地域住民の声です。これはやはり材料があ

ば農家には非常に重機がたくさんありますので、トラクターも当然ありますし、ショベルローダーもありますし、ユンボもあります。何でもあるわけですから、やはり事故という心配は当然ついてまわりますが、やはりそれよりも日常の作業に非常に道路を通らなければならぬ。支障をきたすという中では、やはり道路をちょっとここを1時間か2時間修理すれば直るのになというところがある。やはりそれは町に頼って今までは町に頼って直してもらうまでは通りづらいという中がありました。これ何とか、やはりそういう資材をここに置いておきますよ、担当者は誰ですよ、誰に連絡したらその人が見に来て、ああこれぐらいの砂利があれば直りますねという、そういうシステムができないのか。そうすると簡単にやはり、大がかりにどこどこ産業の事業でやらなくても簡単に直る、経費も節減できる、そういうふうにつながっていくと思います。やはりそういう資材を提供する考えが実際あるのかないのかをお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 資材だけ提供するというやり方につきましては、かなり先ほど町長から答弁ありましたけれども、保全会の取り組みがかなり軌道に乗ってきたこともありまして、去年でも砂利を提供して地域でならしてもらおうですとか、そういったことは確かにありました。これについては今いった事故の問題とかありますので、なかなか個人的な部分について対応するというのは非常に公平性の問題もあるし非常に難しいと思います。ですからやはり保全会単位であるとか、実践会単位の要望によるものについては、原因にもよりますけれども、なるべくそういうようなやり方をしていきたいというふうには考えています。それでまだ、今、議員が言われたのは、どこかに置いておいて使うとか、例えば砂利をどこか、よくわかりませんが、例えば会館の前に置いておいて自由に使うとかというような提案かと思っておりますけれども、そこまでの考えはまだ今のところは持ってはいないものですが、今、提案は提案として受けますので、これからはやはり地域要望が先ほど言いましたとおり、かなり多くて、要望にも、去年でいったら全体ですね、実践会要望というのは290箇所出ているんですよ、道路と河川で、それで去年からAランク、Bランクと付けるようにしたんですけども、Aランク、いわゆるやったというのと、Bランクで一部やったというので、せいぜい3割程度なんです。ですからあとは自分たちでやるべきDというのを除きまして、Cランクが37%ぐらい残っていますので、それはそれとして、やはり積極的にやっっていかなければならない部分だと思っていますので、今後やはり地域と協力しながら何らかの方法で資材提供も含めて、より十分な修繕というのはやっっていかなければならないと思いますので、これ研究課題ということで、早めに検討はしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 保全会全体でやるものに対しては今もやっているというお答えをいただきましたが、これ保全会そのもの、西富、訓子府の場合は西富から始まって、非常に西富がはしりでやっただけで、全町に広がっているという実績があります。この保全会で以前は町がやっていた、いろいろな道路の補修から河川管理を保全会が国の補助金をもらってやっっているという現状なんです、今、去年は特に災害が多かったわけですが、290か所あるということでは、なかなか順番からいって、自分たちの地域の道路だとか河川だとか橋梁までこないという現実があります。軽微なところを見れば大体100か所、

150か所、半分近くは自分たちでも直るだろうというような、やはり補修箇所があります。舗装も当然、舗装の下がえぐられて非常に今砂利を入れておけばこの舗装は大がかりな修理をしなくても済むのになという部分は何箇所もあります。それをやはり地域住民はわかっているんですね。だけどこれはもう町がやるものだ、道がやるものだ、国がやるものだというふうに決めつけているからなかなか進まない。そうこうしているうちに何回かの雨でそこがえぐられて余計ひどくなるという現状にあります。やはり不満はやはり農家の大きなところの農家、不満は税金払っているのに何でこうなるのかなって、もっと早くなんで直してくれないのかな。非常にその不満は町側に言ってくれと言っても、まずわれわれにくるんですね、お前議員だべと、だから非常に私らも聞くのは聞きますし、現場も見わけですが、非常に今やれば直るのになというものが非常に多い。だからそこを、先ほど課長が答弁してくれましたが、砂利をどこかに置けでなくて、置いてもいいし、見てもらって、これどれぐらいの砂利があればいいねといったら、そのときに運んでもらっても構わないんで、そういう対策をまず早くにとっていただきたい。これは要望なんです課長ひとつその答弁、もう1回お願いします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 先ほど答弁したとおりなんですけれども、今すぐやるということにはなりませんけれども、言われたことを今後研究してみたい。今年はちょっと考え、今すぐやるということにはならないと思いますけれども、今年は検討する年ということで対応させていただきたいと思っておりますのでご理解願います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 現実的にですね、各地域、拠点的に土のうを置いたりとかということは、今もやっていますので、今、議員が指摘するように、より機敏に、より現実的に対応できる体制というのを作った方がいいのではないかということはね、全くそのとおりだと思いますので、ちょっと前向きに検討させていただきたいと。去年の台風でですね、ちょっとした、私自身もその対応で苦慮したり、こうなるほどなと悩んだことがありました。ある箇所で河川の、小河川というか、排水、流水工でブロックがこう崩れている。これを早く町は倒して流すようにしてくれって、こういう要望が半分怒鳴り込んできました。ところが職員はもう駒里の佐々木さんのところの対応でもう総出でやっている。で、一方で駒里の実践会は実践会全員が皆で出てですね、われわれも含めて土のう積みやら、これ北栄も出てきて機械出したりですね、何とか家の浸水をですね、小規模に抑えることができた。で、あとから、そのブロック倒せとって来た方々には職員が二人ほど行って、針金で切ってですね倒したんですけれども、倒すことによって他に水が浸透していかないかといろいろな問題があってですね、本当に難しい対応、そして最後に言われたことがですね、町長がそういう災害が起きたときに部落に招集かけれと、そして町長が皆で動員して、そしてそういう河川や流水工なんかの命令をやればいいんだ、指示をするべきだと、こういう意見だった。かなりそれは冷静になった後ですから、その思いはよくわかるし、一方では自発的に実践会組織が駒里、北栄のように自ら出てきて、何とか災害を最小限にとどめたいという、だからそういう状況によって違うんですけれども、災害によっては非常に難しい対応が迫られるということもありますので、これらについてはまだ結論はわれわれなりに検討しておりませんが、いずれにしても議員指摘のように、でき

るだけそういう住民がやれることはやれるような状況をどうやって現実のものにしていくかというのがやはり課題だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 今、町長の方から前向きに検討したいというお答えをいただきましたが、早く手を付ければ、やはり被害が少なくすむということが現実にありますので、できるだけ早い段階の前向きな検討をお願いをしたいと思います。

次、3点目、鳥獣被害において、町民から出動依頼があっても人手が足りないとか、時間的な問題、コスト面など、町にも限界があると思う。資材を提供し町民の協力を得てはいかかなという質問なんです、これは特に最近カラスも非常に利口になりまして、食べるものがなくなったと。ごみもつつけなくなったと。どうしたらいいかとカラスは考えているんですね、毎日ね、カラスと私とのいたちごっこなんです、やはりネットをすればネットからもぐる。で、上から来る。上もネットでふさがなければならない。非常に大変です。ハウスにメロンやスイカを植えれば大丈夫だろうと思うとハウスにまでカラスが入ってくると。で、おまけにキツネもハウスに入ってくる。で、動物園状態になっていますね、ハウスもね。そうすると訓子府メロンだろうが何であろうが、もうハウスの中は一夜にして悲惨な状況になるんですね。だからハウスも全部、外側からネットをして、換気をして、ネットで入って来れないような状況にしないと、やっていけないという農業になっています。そういう状況があって、それを役場にいつて何とかしてくれといっても、これ職員じゃどうにもならない、カラスなんかどこから飛んでくるかわからない、キツネはどこからくるかわかりませんから、ただ先ほど町長から話ありましたように、キツネの捕獲枠だとか、鳥獣害の捕獲枠が非常に行政では持っているんですね、それをいえば持ってきてくれるんですが、それもやはりどこかにキツネの捕獲枠を置いて、連絡をすればどうぞ持って行ってください、何個ですかと言って、その被害を受けた人に持ってもらうと。その人が一番被害あった場所がわかるわけですから、何時ごろ来るのかわかるわけですから、それを町の役場の職員がまず来て、どこですかと聞いて、で、ここだと、そしたら箱、何個持ってくればいいのか考えてから、次の日か来て、何日にもお金がかかるし暇もかかりますね、それはやはりそういうものも、やはりクマの箱穴まで持ってこいとはいいませんから、やはり軽微なすぐできるような、やはりことにすぐ取り組むべきだと。

それから、スズメバチが非常に最近また多くなりました。これはどこの畑のふちにも木が大きくなりまして、これからなんです、スズメバチが非常に大きくなって、今のスズメバチはトラクターの中にまで入ってきます。で、追うと刺されますから、で、あれ2回刺されると、やはりもう命、心臓が止まってしまうということをよく言われますんで、スズメバチをやはり捕獲するというのは、これ住民の知恵で、やはりペットボトルにいろいろな酒だとか、砂糖だとか入れて作るわけですよ、で、それもやはり知恵でね、何とか被害を防ごうということで、役場の方が防虫服を着てスプレーでやるんですが、非常に危険な作業なんです、そこら辺をやはり備えをやはり行政はしておいて、やはり何かあったときには、ここへ来てくださいと。そういう資材は置いておきますからというようなことができないのか、ここら辺も一つお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 有害鳥獣の関係でキツネの箱穴に関しましてご質問が今

ございまして、先ほど答弁でもお話ししたとおり、町としましては、鳥獣防止対策協議会の中で箱穴等を購入いたしまして、それを町の方で備えているということで、この箱穴に関しましては、住民の方から要望があれば貸し出しをしているわけですが、これです、二通り方法がございまして、先ほど議員が言ったように、直接取りに行くから、すぐ貸してくれという方もおりますし、電話で連絡がきて、うちに持ってきてほしいと。自分で通り道のところに設置するからというようなことで、大体二通りございます。そういうものに対しまして職員としては、どちらでも構わないんですけれども、対応をして、貸し出しを行っているということで、皆さんに協力をいただきながら駆除をしていると。で、キツネが掛かった場合ですね、それについても連絡いただきまして、町の職員の方でかかったキツネを駆除というか、運んでくるというような体制をとっております。さすがにやっぱりキツネかかってですね、それを町民の方にごくここに埋めてくれということにはなりませんので、そういう対応はしてございます。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） ただいま、スズメバチの駆除の関係でちょっとご質問がありました。現在、スズメバチの駆除の対応につきましては、予算措置の中で外部発注をしまして、ただ、防護服とスプレーについては町の方の予算で用意しまして駆除の対応をさせていただいております。また予算措置が間に合わないとき、一部の時期は職員が出かけてですね、実際に駆除しているという実態もございます。ただ、スズメバチの駆除については、職員もそうですし、外部発注している担当の方もそうなんですけれども、作業で慣れているということだけで、決して専門職といいますかね、そういう方ではないものですから、これから発注している方の状況や職員体制のことも考えて、そういった地域の要望を共同してやるという、そのシステムについてはですね、これからの検討課題といいますか、研究させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） よろしくお願いをしたいと思います。

それからもう一つなんです、府県では非常に山菜取りに行くとクマに襲われて亡くなる方が何人か出ているということで、以前、私もクマ被害についての質問をしたことがあるんですが、訓子府もご多分に漏れず、今年の春から非常にあっちこっちでクマが見られているそうです。なぜ騒がれないかという、クマが出たという非常に警察は来る、役場は来る、うるさくて仕事にならんし、もうクマなんかどこ行くかわからないから言わないんだという方々が多い。で、クマどっち行っただけで、あっち行っただけで、こっち行っただけで非常にもう聞くんなんです、やはり山菜取りに行く知らない人が来て、町の人山菜取りに来る、ここクマ出たところだと知らないで入っていく、どこで被害に遭うかわからない。そういうものに対して、やはりここは絶対クマ出たんだというところに看板立てればいいのになと思っても、看板立てるのにはやはり役場に言わないと看板立たないしなという話が出てきます。やはり特に私たちが住んでいる柏丘、高園、日出あたりの大谷にはなかなかクマ、こう川を渡らなければ来れないということがありますが、やはり日出、大谷、緑丘、それからこっちが南側の山はもうすぐ道有林、国有林続いていますから、どこでも出るんですね、やはり道路つづちにやはり出たところには看板をやはり見た人がこれ危ないなと思うところにはクマ出没という何月何日ぐらいの出たぞという、それぐらいの看板

をやはり立てるべきだというふうに思うんですが、これ被害が出てから、いやそういえばあいつ言ってたぐらいでは済まなくなるなというふうに危惧するわけですが、この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） クマの出没に関しましてのご質問なんですけれども、議員おっしゃるとおりクマが出没した場合については、基本的には町の担当なり、警察なりに連絡を住民の方から、目撃した住民の方から連絡をいただきまして現地へ出向く、場合によっては猟友会の指導をお願いをする。当然、警察、学校、地域住民、そういう方々に周知をするというような手順を踏んでいかないといけないという部分がございます。今年については私どもの方にクマが出没したという情報というのはまだきておりません。西森議員がお話しの中で言ったように、もしかすると各地で見かけられているかもしれませんけれども、それに関しての正式な情報ではございませんので、そういう対応はまだしていないのが状況ですけれども、あと看板についてはですね、町の方でクマ出没の看板を用意してございます。29年度についても新たに看板を作成するなどして、クマが出て、そういう情報があってクマが出たという場所、それから通ったという場所については看板を設置しております。昨年も秋にですね、福野の方でちょっと出たんですけれども、出たというか出没したものですから、それについても看板を立てさせていただいて周知をしたというようなことでございます。ただ住民の方に見た方が自分で、例えば町で用意してとか、看板を立ててというふうになりますと、基本的には先ほど言ったように、うちの方でおさえた場合については、そういう手順を踏んでいかなければいけないということも当然ございますので、そういう部分で周知をいただいて手順を踏んで看板を設置ということであれば、町の職員が行くなり、例えば地域の方が私が自分で立てるので看板をいただきたいと、貸していただきたいということであれば、そういう対応も当然できるかと思っておりますけれども、単純にこう立てていくということにはなかなか難しいかなというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） この件に関しましては、被害が出る前に早急な対応をしていただきたいと。それから連絡を受けたら、今、課長が言われたように周知をいただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次、最後なんですけど、認知症への理解を深めてもらうイベント、これRUN伴というたすきリレーなんですけど、去年からこれ事業でやっています。町長が先ほど言っていましたように、町長も去年は一緒に参加したということなんですけど、この認知症になった方への従来の対応はどうだったのか、それから今後RUN伴に対するいろいろな支援の方法あるかと思いますが、今後の支援に関しても一つお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 回答の前にちょっとお待ちください。

ここで本日の会議時間について、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

それでは回答の方をよろしくお願いいたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 4点目のRUN伴に伴いまして、認知症への支援、これまでの支援について聞かれたかと思うんですが、認知症の方に対する支援となりますと、その認知症の方のどういう状態かにもよりますけれども介護認定を受けられて、そういうサービスの提供を受けるというような支援になるかと思えます。まず相談があったりした時点でまず保健師が訪問に行って、どういう状態なのか、この方にはどういうサービス支援が必要なのかということを見極めまして、ケアマネと相談しながら、いろいろその方に合った支援をしていくということになります。RUN伴に対しての今後の支援ですけれども、例えば金銭的な支援ということであると、まだこちらとしましては、そういう要望とかは受けたことがございません。ですので、今のところ、そういったことは検討しておりません。ただ、町としてできることは、せっかくこういういい取り組みだと思えますので、職員の手でできることは、できるだけ範囲で手を貸したいと思っておりますので協力体制は万全に整えているつもりであります。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 今、認知症になった方へはケアマネージャーなどといって従来は今までは対応しているということですが、今始まったものではないと、認知症はね、昔からやはりそういう認知症になっていろいろあったわけですが、昔は非常にぼけちゃったとか、いやうちの年寄りこうなったって、家から出たくない、隠したいという風潮があったんですが、最近やはり施設へ入るとか、施設へどうしても入れたくないと、家族でね過ごしたいという人たちは非常に苦労しているという話を聞きます。そんな中でやはり少しでもやはり認知症になった状況を知ってもらいたいと、健常者と一緒に過ごしたいという中でやはりこういう動きが出てきて、やはり去年から始まったという中では代表の方々、役員の方々が本当に町議や町の皆さんわかっているんだろうかという疑問を持って私らにあたってこられると。何とか実情を知らせてほしいんだという要望を受けました。だからやはりその実情は議会でもきちっと皆さんに伝えますよということだったんですが、金銭的な支援うんぬんじゃ、そういう要望ではなくて、やはりできることをわれわれはやっているんで、町としても行政としても行政側からできる範囲内のやはり支援をお願いしたいんだということだったんで、例えば、みんなが集まって、やはり会費を募ってウエアをこう着て、こういう動きをやっていますよ、運動をやっていますよという話しかけて歩くわけですが、やはりいろいろな経費がかかるという話も聞きます。そういう支援も口では出さないにしても、やはりわれわれにも認知症の家庭にもやはり少し町として何とかしていただきたいという意思の表れから、そういう言葉になったんだろうと思いますが、そこら辺、先ほどの課長の話だと、今後やはり考えていただけるというふうに受け取ってよるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 本当にデリケートな問題です。誰も否定しませんし、そしてその社会的に認知症の方々がもっと積極的に社会参加をしたり活動をする場というのは広げるべきだというのは、全くそのとおりだと思いますし、だから私どもも可能な限りの協力

をさせていただくと。せいぜいできるところは、そういう対象の家庭のところこういう催しがありますので、ぜひ参加くださいということの協力はできると思うんですけども、これが町が積極的に呼びかけていくとか、個別のケースも含めてやっていくところ、ところに難しさがやはりあってですね、現実的にあそこで中心になっている人たちも認知症の方の家庭に行って拒否されたりですね、何考えているんだということも言われたりとか、いろいろな話も聞いています。だからある意味では団体の皆様のご苦勞は多いんですけども自発的に、そして呼びかけながら理解を少しずつ広げてやっていくということをまずはここを大事にしていかなければだめだろうなというふうに思っています。例えば私なんかはその日ちょうどいません。だからTシャツを買ってほしい2,500円、で、それを買えない人もいるんだと。だから町長の分をどなたかに、町長はLだけでもMにしてほしいと、で、やっていいかと。喜んでということでもやらせてもらいました。だから、そういう点でいうと、なんぼか町で予算みてうんぬんが本当にいいのかどうかということもですね、非常に難しい、私はデリケートな問題だなと感じていますので、可能な限りできることは応援していきたいと思えます。ただあんまり出るの当たり前だろうと。なんてことに対する不満や批判も出ていることも事実ですから、このところを見極めながらですね、気持ちよく参加できるような状況を町としても積極的協力していきたいというのが今の考えです。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 最後になります、今日は4点ほど質問をいたしました、やはり今まで私も町に対して、行政側に対して非常にこれをやってほしい、こうしたらいい、ああしたらいいって非常にそういう要望が多かったんですが、今回は提案型にしました。やはり議員はいつまでも行政を批判するのではなくて、やはり行政と一体になって、これからやはり町民が減っていくと。どうしたらいいだろうと。議員のなり手も当然いなくなってきたと。昨今の報道で議員がいなくて、やはり議会が開けない、今後町村会の総会をやるという町まで出てきたという中で、やはり自分たちでやれることは、やはり健全者はやる時代がきたのではないかというふうに私も思ひまして、提案をしたわけですが、やはりこのひとつ自分たちでできることはやっていこう、訓子府のためにやっていこうということを早くにやはり知らせていただきたいというふうに思っています。この1点をお願いをして私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に建設的で具体的な提案をいただいて、私どもとしては行政として可能な限りのことをやらせていただきたいというふうに思っています。私の経験からいって、例えばカラスの問題、ご存じのとおり弥生で牛の初産とか後産が食われたり、牧草が食い荒らされたことがありました。裁判になる寸前のところで私は担当課長になりました。鉄砲を持って行っても1回目は落ちるんですけども、2回目行ったら、もうその人が来たらいなくなるとかですね、本当に議員おっしゃるとおり非常に知恵比べの部分もありました。最終的には何をやったかという、番兵を立てました。朝の4時から夕方7時まで。5、6人立てたと思えますけれども、そして、あの生ごみなんか入っていたごみを一斉に埋めてですね、それによって来なくなりました。しかしそれは国の予算を使わせてもらいましたので、限界がありますので、ただ共通して言えるのは、カラスはこの間、

高倉さんの新しい牛舎に行きましたら、黄色のすだれがかかっているんですよ。牛舎に入ってこないようにと。ですから大体全国的にみますと、黄色いごみ袋はカラスがどういうわけかしませんけれども寄らないとかという話もありますので、これら含めてですね、ちょっとやはり考えなければならない。去年も実郷でこのカラスに対する苦情が出ました。もうそんなこと言われても困るから、あなた鉄砲の資格とって、町で助成するからもうくりわなでもやってくださいよ、もう限界ですよという話もしたことがありますけれども、やはりそういう点でいうと、まだ私たち自身もやらなければいけないことがあるのかなど。

それからスズメバチです。私もこれ担当していました。もう私のときなんかいろいろなことあったんですけど、1シーズン120回というのがありました。もう大変で、そして宇宙服のような着てですね、はしごに上がってスプレーかけてやるわけで、1本5千円です当時は。これはもうひどすぎるということがあって、今、受益者負担で5千円もらっているんです。ですから、とすると、生活困窮者やそういった人たちに5千円を負担していただけるのかどうかということも含めて、今、現状ちょっと知りませんが、ただ私はその経験で我が家もスズメバチがもうものすごく出ます。それは経験的にいろいろなことを自分なりにやれることをやりながら、駆除をしていくということもあれしていますので、ちょっと担当課も含めて、これは考えていかなければいけないなと思います。それからレクリエーション公園にクマが走ります。うちの裏が大体通り道だと。ものすごいオーバーな看板を立てていただきました。レクリエーション公園のお客さんがびっくりして、ここ行ったらクマいるのではないのかなんて話も、あれぐらい大きい看板を立ててもらいました。だからできるだけ危ないところは立てた方がいいということもあるんですけど、やはり課長が答弁させていただいたように、その状況によって瞬時に看板を持っていくというようなことをより徹底してですね、遠慮なく言ってくださいということを今もやっていますけれども、以後も含めて対応していかなければいけないのだろうなというふうに思っています。まだまだ検討しなければならない、もっとつめなければならないことがたくさんありますけれども、いろいろな提案を真摯に受け止めて検討させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時6分